

平成五年通商産業省令第七十号

特定計量器検定検査規則

計量法(平成四年法律第五十一号)第三章第四節、第五章第一節から第三節まで、第六章第二節、第五十一条から第五十四条まで、第六百六十条、第六百六十一条及び第六百六十七条並びに附則第二十條の規定に基づき、並びにこれらの規定及び計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第七條の規定を実施するため、特定計量器検定検査規則を次のように制定する。

第一章 総則

第一節 用語等(第一条・第二条)

第二節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査

第一款 申請等(第三条―第五条)

第二款 合格条件(第六条―第二十二条)

第三款 検定証印、合番号及び装置検査証印(第二十三条―第二十九条)

第三節 型式の承認

第一款 申請等(第三十条―第三十四条)

第二款 型式承認表示(第三十五条・第三十六条)

第四節 定期検査

第一款 事前調査等(第三十七条―第四十二条)

第二款 定期検査の合格条件(第四十三条―第四十七条)

第三款 定期検査済証印等(第四十八条・第四十九条)

第五節 計量証明検査

第一款 申請等(第五十条)

第二款 計量証明検査の合格条件(第五十一条―第五十五条)

第三款 計量証明検査済証印等(第五十六条・第五十七条)

第六節 計量士による検査

第一款 定期検査に代わる計量士による検査(第五十八条―第六十一条)

第二款 計量証明検査に代わる計量士による検査(第六十二条・第六十三条)

第七節 特定計量器の立入検査等(第六十四条―第七十条)

第八節 雑則(第七十一条―第七十四条の三)

第二章 タクシーメーター

第一節 構造

第一款 構造に係る技術上の基準

第二款 表記事項(第七十五条―第七十七条)

第三款 性能(第七十八条―第九十三条)

第四款 検定公差(第九十四条)

第五款 構造検定の方法(第九十五条―第九十七条)

第六款 器差検定の方法(第九十八条―第一百零一条)

第七款 性能に係る技術上の基準(第一百零二条)

第八款 使用中検査の方法(第一百零三条)

第九款 使用公差(第一百零四条)

第十款 使用中検査の方法(第一百零五条)

第十一款 性能に関する検査の方法(第一百零六条―第一百零七条)

第十二款 車両等装置用計量器の使用(第一百零八条)

第十三款 質量計

第十四款 構造に係る技術上の基準

第十五款 表記事項(第一百零八条―第一百零九条)

第十六款 材質(第一百二十四条―第一百二十六条)

第十七款 性能(第一百二十七条―第一百三十条)

第十八款 検定公差(第一百八十二条)

第十九款 構造検定の方法(第一百八十三条―第一百八十五条)

第二十款 器差検定の方法(第一百八十六条―第一百八十八条)

第二十一款 性能に係る技術上の基準(第一百八十九条)

第二十二款 使用中検査の方法(第一百九十条)

第二十三款 使用公差(第一百九十一条)

第二十四款 使用中検査の方法(第一百九十二条)

第二十五款 性能に関する検査の方法(第一百九十三条―第一百九十五条)

第二十六款 車両等装置用計量器の使用(第一百九十六条)

第二十七款 質量計

第二十八款 構造に係る技術上の基準

第二十九款 表記事項(第一百八十八条―第一百八十九条)

第三十款 材質(第一百二十四条―第一百二十六条)

第三十一款 性能(第一百二十七条―第一百三十条)

第三十二款 検定公差(第一百八十二条)

第三十三款 構造検定の方法(第一百八十三条―第一百八十五条)

第三十四款 器差検定の方法(第一百八十六条―第一百八十八条)

第三十五款 性能に係る技術上の基準(第一百八十九条)

第三十六款 使用中検査の方法(第一百九十条)

第三十七款 使用公差(第一百九十一条)

第三十八款 使用中検査の方法(第一百九十二条)

第三十九款 性能に関する検査の方法(第一百九十三条―第一百九十五条)

第四十款 車両等装置用計量器の使用(第一百九十六条)

第四十一款 質量計

第四十二款 構造に係る技術上の基準

第四十三款 表記事項(第一百八十八条―第一百八十九条)

第四十四款 材質(第一百二十四条―第一百二十六条)

第四十五款 性能(第一百二十七条―第一百三十条)

第四十六款 検定公差(第一百八十二条)

第四十七款 構造検定の方法(第一百八十三条―第一百八十五条)

第四十八款 器差検定の方法(第一百八十六条―第一百八十八条)

第四章 温度計

第一款 構造に係る技術上の基準

第二款 表記事項(第二百十五条―第二百十九条)

第三款 材質(第二百二十条・第二百三十一条)

第四款 性能(第二百二十二条―第二百五十四条)

第五款 検定公差(第二百五十五条)

第六款 構造検定の方法(第二百五十六条―第二百五十八条)

第七款 器差検定の方法(第二百五十九条―第二百六十二条)

第八款 性能に係る技術上の基準(第二百六十三条)

第九款 使用中検査の方法(第二百六十四条)

第十款 使用公差(第二百六十五条)

第十一款 使用中検査の方法(第二百六十六条)

第十二款 性能に関する検査の方法(第二百六十七条―第二百七十条)

第十三款 車両等装置用計量器の使用(第二百七十一条)

第十四款 質量計

第十五款 構造に係る技術上の基準

第十六款 表記事項(第二百八十五条―第二百八十六条)

第十七款 性能(第二百八十七条―第二百九十条)

第十八款 検定公差(第二百九十三条)

第十九款 構造検定の方法(第二百九十四条―第二百九十六条)

第二十款 器差検定の方法(第二百九十七条―第二百九十九条)

第二十一款 性能に係る技術上の基準(第三百条)

第二十二款 使用中検査の方法(第三百一条)

第二十三款 使用公差(第三百二条)

第二十四款 使用中検査の方法(第三百三条)

第二十五款 性能に関する検査の方法(第三百四条―第三百六条)

第二十六款 車両等装置用計量器の使用(第三百七条)

第二十七款 質量計

第二十八款 構造に係る技術上の基準

第二十九款 表記事項(第二百八十五条―第二百八十六条)

第三十款 性能(第二百八十七条―第二百九十条)

第三十一款 検定公差(第二百九十三条)

第三十二款 構造検定の方法(第二百九十四条―第二百九十六条)

第三十三款 器差検定の方法(第二百九十七条―第二百九十九条)

第三十四款 性能に係る技術上の基準(第三百条)

第三十五款 使用中検査の方法(第三百一条)

第三十六款 使用公差(第三百二条)

第三十七款 使用中検査の方法(第三百三条)

第三十八款 性能に関する検査の方法(第三百四条―第三百六条)

第三十九款 車両等装置用計量器の使用(第三百七条)

第四十款 質量計

第四十一款 構造に係る技術上の基準

第四十二款 表記事項(第二百八十五条―第二百八十六条)

第四十三款 性能(第二百八十七条―第二百九十条)

第四十四款 検定公差(第二百九十三条)

第六章 水道メーター

第一款 構造に係る技術上の基準

第二款 表記事項(第三百三条・第三百四條)

第三款 性能(第三百五条―第三百二十四条)

第四款 検定公差(第三百二十五条)

第五款 構造検定の方法(第三百二十六条―第三百二十八条)

第六款 器差検定の方法(第三百二十九条―第三百三十二条)

第七款 性能に係る技術上の基準(第三百三十三条)

第八款 使用中検査の方法(第三百三十四条)

第九款 使用公差(第三百三十六条)

第十款 使用中検査の方法(第三百三十六条)

第十一款 性能に関する検査の方法(第三百三十七条・第三百三十八条)

第十二款 器差検査の方法(第三百三十九条)

第十三款 質量計

第十四款 構造に係る技術上の基準

第十五款 表記事項(第三百四十条)

第十六款 性能(第三百四十一条―第三百四十六条)

第十七款 検定公差(第三百四十七条)

第十八款 構造検定の方法(第三百四十八条―第三百五十条)

第十九款 器差検定の方法(第三百五十一条)

第二十款 性能に係る技術上の基準(第三百五十二条)

第二十一款 使用中検査の方法(第三百五十三条)

第二十二款 使用公差(第三百五十三条)

第二十三款 使用中検査の方法(第三百五十四条)

第二十四款 性能に関する検査の方法(第三百五十五条)

第二十五款 車両等装置用計量器の使用(第三百五十六条)

第二十六款 質量計

第二十七款 構造に係る技術上の基準

第二十八款 表記事項(第三百四十条)

第二十九款 性能(第三百四十一条―第三百四十六条)

第三十款 検定公差(第三百四十七条)

第三十一款 構造検定の方法(第三百四十八条―第三百五十条)

第三十二款 器差検定の方法(第三百五十一条)

第三十三款 性能に係る技術上の基準(第三百五十二条)

第三十四款 使用中検査の方法(第三百五十三条)

第三十五款 使用公差(第三百五十三条)

第三十六款 使用中検査の方法(第三百五十四条)

第三十七款 性能に関する検査の方法(第三百五十五条)

第三十八款 車両等装置用計量器の使用(第三百五十六条)

第三十九款 質量計

第四十款 構造に係る技術上の基準

第四十一款 表記事項(第三百四十条)

第四十二款 性能(第三百四十一条―第三百四十六条)

第四十三款 検定公差(第三百四十七条)

第四十四款 構造検定の方法(第三百四十八条―第三百五十条)

第八章 燃料油メーター (第三百五十六条)

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項 (第三百五十七条)

第二目 性能 (第三百五十八条―第三百八十三条)

第二款 検定公差 (第三百八十四条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法 (第三百八十五条―第三百九十一条)

第二目 器差検定の方法 (第三百九十二条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準 (第三百九十三条)

第二款 使用公差 (第三百九十四条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法 (第三百九十五条)

第二目 器差検定の方法 (第三百九十六条)

第九章 液化石油ガスメーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項 (第三百九十七条)

第二目 性能 (第三百九十八条―第四百二十一条)

第二款 検定公差 (第四百二十二条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法 (第四百二十三―第四百二十九条)

第二目 器差検定の方法 (第四百三十―四百三十一条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準 (第四百三十一条)

第二款 使用公差 (第四百三十二条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法 (第四百三十三―四百三十四条)

第二目 器差検査の方法 (第四百三十四条)

第十章 ガスメーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項 (第四百三十五条)

第二目 材質 (第四百三十六―四百三十七条)

第三款 検定公差 (第四百三十七―四百三十九条)

第四款 検定の方法

第一目 構造検定の方法 (第四百四〇―四百四十六条)

第二目 器差検定の方法 (第四百四七―四百四九条)

第二款 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準 (第四百五〇―四百五十二条)

第二款 使用公差 (第四百五十三条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法 (第四百五十四―四百五十五条)

第二目 器差検査の方法 (第四百五十六―四百五十七条)

第十一篇 量器用尺付タンク

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項 (第四百七十七―四百七十九条)

第二目 材質 (第四百七十九―四百八十一条)

第三目 性能 (第四百八十二―四百八十六条)

第二款 検定公差 (第四百八十七条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法 (第四百八十八―四百八十九条)

第二目 器差検定の方法 (第四百九十―四百九十一条)

第十二章 密度浮ひよう

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項 (第四百九十四―四百九十五条)

第二目 材質 (第四百九十五―四百九十六条)

第三目 性能 (第四百九十六―四百九十七条)

第二款 検定公差 (第四百九十八条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法 (第五百七―第五百七十三条)

第二目 器差検定の方法 (第五百七十四―第五百七十九条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準 (第五百八〇―第五百八十一条)

第二款 使用公差 (第五百八十二条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法 (第五百八十三―五百八十四条)

第二目 器差検査の方法 (第五百八十五―五百八十六条)

第十三章 アネロイド型圧力計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項 (第五百二十五―第五百二十六条)

第二目 性能 (第五百二十七―第五百三十六条)

第二款 検定公差 (第五百三十七―五百三十九条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法 (第五百四十―五百四十一条)

第二目 器差検定の方法 (第五百四十二―五百四十六条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準 (第五百四十七―五百四十九条)

第二款 使用公差 (第五百五〇―五百五十一条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法 (第五百五十二―五百五十三条)

第二目 器差検査の方法 (第五百五十四―五百五十五条)

第十四章 アネロイド型血圧計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項 (第五百五十六―第五百五十七条)

第二目 性能 (第五百五十八―第五百六十三条)

第二款 検定公差 (第五百六十四―五百六十五条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法 (第五百六十六―第五百七十二条)

第二目 器差検定の方法 (第五百七十三―五百七十四条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準 (第五百七十五―五百七十六条)

第二款 使用公差 (第五百七十七条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法 (第五百七十八―五百七十九条)

第二目 器差検査の方法 (第五百八〇―五百八十一条)

第十五章 削除

第十六章 削除

第十七章 積算熱量計 (第六百十九―第六百二十条)

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項 (第六百二十一―第六百二十六条)

第二目 性能 (第六百二十七―第六百三十六―第六百三十七―第六百三十八条)

第二款 検定公差 (第六百三十九―第六百四十一条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法 (第六百四十二―第六百四十三条)

第二目 器差検定の方法 (第六百四十四―第六百四十八条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準 (第六百四十九―第六百五十条)

第二款 使用公差 (第六百五十一―第六百五十二条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法 (第六百五十三―第六百五十四条)

第二目 器差検査の方法 (第六百五十五―第六百五十六条)

第十八章 最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計

第一節 最大需要電力計の検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項 (第六百五十七―第六百五十八条)

第二目 性能 (第六百五十九―第六百七十条)

第二款 検定公差 (第六百七十一―第六百七十二条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法 (第六百七十三―第六百七十五条)

第二目 器差検定の方法 (第六百七十六―第六百七十七条)

第二節 最大需要電力計の使用検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第七百七条）

第二款 使用中検査の方法（第七百八条）

第三款 使用中検査の方法（第七百九条）

第三節 電力計及び無効電力計の検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第二款 検定公差（第七百二十四条）

第三款 構造検定の方法（第七百二十五条―第七百四十九条）

第四節 電力計及び無効電力計の使用検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第七百五十一条）

第二款 使用中検査の方法（第七百五十二条）

第三款 性能に関する検査の方法（第七百五十三条）

第五節 変成器付電気計器検査

第一款 変成器の構造及び誤差

第二款 公差（第七百六十七条）

第三款 検査の方法

第六節 変成器及び変成器とともに使用される電気計器の使用検査

第一款 使用中の変成器の構造及び誤差（第七百七十九条・第七百八十条）

第二款 使用中の公差（第七百八十一条）

第三節 使用中検査の方法

第一款 変成器の構造及び誤差の検査の方法（第七百八十二条）

第二款 使用中の公差の検査の方法（第七百八十三条）

第十九章 照度計

第一款 構造に係る技術上の基準

第二款 表記事項（第七百八十四条・第七百八十五条）

第三款 性能（第七百八十六条―第七百九十七条）

第四款 検定公差（第七百九十八条）

第五款 構造検定の方法（第七百九十九条―第八百八条）

第六款 器差検定の方法（第八百九条）

第七款 性能に係る技術上の基準（第八百十条）

第八款 使用中検査の方法（第八百十一条）

第九款 性能に関する検査の方法（第八百十二条）

第十款 器差検査の方法（第八百十三条）

第十一款 騒音計

第十二款 構造に係る技術上の基準

第十三款 表記事項（第八百十四条・第八百十五条）

第十四款 性能（第八百十六条―第八百三十二条）

第十五款 検定公差（第八百三十三条）

第十六款 構造検定の方法（第八百三十四条―第八百四十四条）

第十七款 器差検定の方法（第八百四十五条）

第十八款 使用中検査

第十九款 性能に係る技術上の基準（第八百四十六条）

第二十款 使用中検査の方法（第八百四十七条）

第二十一款 性能に関する検査の方法（第八百四十八条）

第二十二章 ジルコニア式酸素濃度計等

第一款 構造に係る技術上の基準

第二款 表記事項（第八百八十三条）

第三款 性能（第八百八十四条―第八百九十五条）

第四款 検定公差（第八百九十六条）

第五款 構造検定の方法（第八百九十七条―第九百六条）

第六款 器差検定の方法（第八百九十七）

第七款 性能に関する検査の方法（第八百八十条）

第八款 器差検査の方法（第八百八十一条）

第九款 性能に関する検査の方法（第八百八十二条）

第十款 検定

第十一款 構造に係る技術上の基準

第十二款 表記事項（第八百八十三条）

第十三款 性能（第八百八十四条―第八百九十五条）

第十四款 検定公差（第八百九十六条）

第十五款 構造検定の方法（第八百九十七）

第十六款 器差検定の方法（第九百七条）

第十七款 使用中検査

第十八款 性能に係る技術上の基準（第九百八条）

第十九款 使用中検査の方法（第九百九条）

第二十款 性能に関する検査の方法（第九百十条）

第二十一款 器差検査の方法（第九百十一条）

第二十二章 ガラス電極式水素イオン濃度計

第二十四章 ガラス電極式水素イオン濃度計

第一款 構造に係る技術上の基準

第二款 表記事項（第九百四十条）

第三款 性能（第九百四十一条―第九百五十二条）

第四款 検定公差（第九百五十三条）

第五款 構造検定の方法（第九百五十四条―第九百六十二条）

第六款 器差検定の方法（第九百六十三条）

第七款 性能に関する検査の方法（第九百六十四条）

第八款 使用中検査

第九款 性能に係る技術上の基準（第九百六十五条）

第十款 使用中検査の方法（第九百六十六条）

第十一款 性能に関する検査の方法（第九百六十七条）

第十二款 器差検査の方法（第九百六十八条）

第十三款 酒精度浮ひよう

第十四款 検定

第十五款 構造に係る技術上の基準

第十六款 表記事項（第九百四十条）

第十七款 性能（第九百四十一条―第九百五十二条）

第十八款 検定公差（第九百五十三条）

第十九款 構造検定の方法（第九百五十四条―第九百六十二条）

第二十款 器差検定の方法（第九百六十三条）

第二十一款 性能に関する検査の方法（第九百六十四条）

第二十二章 酒精度浮ひよう

第一目 表記事項（第九百六十八条）
第二目 材質（第九百六十九条）
第三目 性能（第九百七十条―第九百七十六条）

第二款 検定公差（第九百七十七条）
第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第九百七十八条―第九百八十二条）

第二目 器差検定の方法（第九百八十三条―第九百八十五条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第九百八十六条）

第二款 使用公差（第九百八十七条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第九百八十八条）

第二目 器差検査の方法（第九百八十九条―第九百九十条）

第三節 比較検査

第一款 通則（第九百九十一条―第九百九十四条）

第二款 構造（第九百九十五条・第九百九十六条）

第三款 比較検査公差（第九百九十七条・第九百九十八条）

第四款 比較検査の方法（第九百九十九条）

第二十六章 浮ひよう型比重計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第一千条）

第二目 材質（第一千一条）

第三目 性能（第一千二条―第一千九条）

第二款 検定公差（第一千十條）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第一千十一条―第一千十六条）

第二目 器差検定の方法（第一千七条―第一千二十二条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第一千二十三條）

第二款 使用公差（第一千二十四条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第一千二十五条）
第二目 器差検査の方法（第一千二十六条）

附則

第一章 総則

第一節 用語等

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、この省令に特段の定めのない限り、計量法（平成四十年法律第五十一号。以下「法」という。）及び計量法関係省令において使用する用語の例による。

（定義）

第二条 この省令において「計量値」とは、計量器の表示する物象の状態の量の値をいう。

2 この省令において「目盛標識」とは、計量値又はそれに関連する値を表示するための数字又は点、線その他の記号をいう。

3 この省令において「アナログ指示機構」とは、計量値を連続的に示す目盛標識の集合をいう。

4 この省令において「デジタル表示機構」とは、計量値を一定間隔で断続的に表示する目盛標識の集合（最下位のけたの値を連続的に表示する場合を含む。以下同じ。）をいう。

5 この省令において「表示機構」とは、アナログ指示機構及びデジタル表示機構をいう。

6 この省令において「目幅」とは、アナログ指示機構の二つの隣接する目盛標識の中心間の長さをいう。

7 この省令において「目盛間隔」とは、アナログ指示機構の二つの隣接する目盛標識の間の長さをいう。

8 この省令において「器差試験」とは、構造に係る技術上の基準に適合するかどうかを定めるために器差を測定することをいう。

9 この省令において「使用中検査」とは、定期検査、計量証明検査、特定計量器、電気計器及び変成器又は車両等装置用計量器の立入検査並びに法第五十四条に規定する検査をいう。

10 この省令において、法第二十三条第一項第二号、第一百八条第一項第二号及び第五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、「性能に係る技術上の基準」と総称する。

11 この省令において、法第二十三条第二項、第一百八条第二項及び第五十一条第二項の経済

産業省令で定める方法は、「性能に関する検査の方法」と総称する。
12 この省令において、法第二十三条第三項、第一百八条第三項及び第五十一条第三項の経済産業省令で定める方法は、「器差検査の方法」と総称する。

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

（申請）

有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

6 変成器付電気計器検査についての第二項の申請書には、前項に定めるほか、当該申請に係る電気計器とともに使用しようとする変成器が法第七十四条第一項第一号に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

7 検定機関等が行う前二項の書面に係る部分についての検定等の方法は、当該書面の審査とすることができる。

8 令第七条の装置検査の申請を受理している旨の証票は、様式第四により、タクシメーターの本体の正面又はその隣接した箇所にはり付けるものとする。

（特定計量器等の提出）

第四条 検定等を受けようとする者は、前条第一項から第三項までの申請書を提出すると同時に、検定等を受ける特定計量器を検定機関等に提出しなければならない。ただし、前条第一項から第三項までにおいて検定等を行う事業所（以下「検定所」という。）以外の場所で特定計量器の検定等を受ける場合においては、この限りでない。

2 型式承認表示の付されていない特定計量器又は令第十二条に掲げる特定計量器であって型式承認表示が付されているもの（当該型式承認表示が付されているから第十八条に規定する期間を経過したものについては、修理済表示が付されているもの又は修理済表示が付されているから第十八条に規定する期間を経過したものに限る。）の検定の申請をしようとする者は、当該特定計量器に添えて、検定機関等が指定する個数（三個（最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計）については、五個）までに限る。）の試験用の特定計量器を提出しなければならない。ただし、検定機関等が特に認める場合においては、この限りでない。

3 前条第一項から第三項までの申請書を提出した者は、検定等を受けるときは、その特定計量器を直ちにこれを行うことができる状態にしておかなければならない。

4 検定等を受けるために提出された特定計量器は、修理、加工その他の行為によりその現状を変更してはならない。

5 法第七十三條第二項の經濟産業省令で定める期間は、十四年とする。

6 法第七十三條第二項の經濟産業省令で定める事項は、次のとおりとし、これらの事項を記載した書面は、様式第五によるものとする。

- 一 変流器、変圧器（コンデンサ型変圧器にあっては、その旨）又は変圧変流器の別
- 二 型の記号及び製造番号（器物番号を含む。以下同じ。）

- 三 変流器にあっては、定格電流及び最高電圧
- 四 変圧器にあっては、定格電圧（三相四線式のものにあつては、相電圧の定格値）
- 五 変圧変流器にあっては、前二号に掲げる事項
- 六 定格周波数、定格負担及び使用負担の範囲
- 七 合番号
- 八 合番号に表示された日

7 第一項、第三項及び第四項の規定は、変成器付電気計器検査を受ける変成器に準用する。（出張検定等の旅費等）

5 第五條 研究所、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、検定所以外の場所で行う検定等を受ける者に対し、これを行うのに要する職員の旅費及び検査用具を運搬するのに要する経費に相当する金額を支払うべき旨を請求することができる。

2 研究所又は指定検定機関は、自動はかりの検査を受ける者に対し、検定に使用する素材材料及び疑似材料の準備及び使用後の処理、並びに管理はかり及び試験荷重の搬送に使用する機器の提供を求めることができる。

第二款 合格条件

（構造に係る技術上の基準）

第六條 法第七十一條第一項第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、次条から第十五条の三までで定めるところによるほか、第二章から第二十六章までで定めるところによる。

（基準適合義務の免除の届出）

第六條の二 法第八十條ただし書の規定による届出をしようとする承認製造事業者（法第七十九條第一項に規定する承認製造事業者をいう。以下同じ。）は、様式第五の二による届出書をその承認に係る型式に属する特定計量器を製造する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第八十二條ただし書の規定による届出をしようとする承認輸入事業者（計量法第八十一條

第三項に規定する承認輸入事業者をいう。以下同じ。）は、様式第五の二による届出書をその承認に係る型式に属する特定計量器を販売する営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。（表記等）

第七條 特定計量器の表記及び目盛標識（以下「表記等」という。）は、容易に消滅するものであつてはならない。

2 特定計量器の表記等には、誤記があつてはならない。

3 特定計量器（表記を付することが著しく困難なものとして經濟産業大臣が別に定める質量計並びに温度計、密度浮ひよう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひよう及び浮ひよう型比重計を除く。）には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。

- 一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七號）第二条第五項の登録商標をいう。）又は様式第六により經濟産業大臣に届けた記号
- 二 当該特定計量器の製造年
- 三 製造番号

4 前項第二号の事項の表記にあつては、型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができる。

5 第三項第二号の事項は、令附則第五条第一項の經濟産業省令で定める非自動はかり、分銅及びおもりにあつては、表記することを要しない。

6 特定計量器（タクシメーターを除く。）の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。（計量単位）

第八條 特定計量器には、法定計量単位並びに計量単位規則（平成四年通商産業省令第八十號以下「単位規則」という。）第一条に規定する計量単位（以下「法定計量単位等」という。）以外の計量単位による表記等があつてはならない。

2 特定計量器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位規則第二条に定めるものを標準とするものでなければならない。（ヤードポンド法の表示）

第九條 単位規則第八條並びに第十一条第一項第一号及び第二号に掲げる計量器として用いられ

る特定計量器には、それぞれ単位規則別表第十二及び別表第十三の中欄又は下欄に掲げる表示が付されていなければならない。（材質）

第十條 特定計量器の材料の材質は、通常の使用状態において、摩耗、変質、変形又は破損により、その性能及び器差に影響を与えるものであつてはならない。

（検出部と構造上一体となった表示機構）

第十一條 非自動はかり、積算体積計、積算熱量計、最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計は、検出部と構造上一体となった表示機構を有するものでなければならない。ただし、構造、使用条件、使用状況等からみて經濟産業大臣が別に定める特定計量器にあっては、検出部に近接した（必要に応じ、經濟産業大臣がその範囲を定めるもの）にあつては、その範囲にない。表示機構を有する場合は、この限りでない。（分離することができる表示機構）

第十二條 分離することができる表示機構であつて、当該表示機構が表示する計量値についての器差が検定公差に適合するかどうかを検出部とともに個々に定める必要があると認められるものを有する特定計量器にあっては、当該特定計量器の検出部及びその分離することができる表示機構に合番号が付されていなければならない。

2 分離することができる表示機構（前項に規定するものを除く。）であつて、専ら当該特定計量器とともに商品の物象の状態の量を示して販売するときに使用するものを有する特定計量器は、当該表示機構に当該特定計量器に係る法第七十六條第一項、第八十一條第一項又は第八十九條第一項の承認（以下「型式の承認」という。）を受けた型式と同一「型式の承認」というものであることを示す表示（型式承認表示のないもの）にあつては、これに類する表示が付されていなければならない。（複数の表示機構）

第十三條 二以上の表示機構を有する特定計量器は、いずれの表示機構も検定に不合格となつたものであつてはならない。

2 二以上の表示機構を有する特定計量器は、同一の量に対する各々の表示機構の計量値の差が次に掲げる値を超えるものであつてはならない。

- 一 当該表示機構が表示する計量値の器差が検定公差に適合するかどうかを検出部とともに個々に定める必要があると認められる表示機構を含む二以上の表示機構、検定公差に相当する値
- 二 前号に掲げるもの以外のもの（分離することができない表示機構にあっては、専ら当該特定計量器とともに商品の物象の状態の量を示して販売するときに使用するものに限る。）目量（各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量）

3 二以上の表示機構を有する特定計量器であつて、令第二条の規定に適合しない表示機構を有するものには、当該表示機構が検定対象外である旨が表記されていなければならない。（複合特定計量器）

第十四條 特定計量器は、当該特定計量器と構造上一体となつている計量器が検定に合格しない特定計量器又は有効期間の経過した検定証印若しくは法第九十六條第一項の表示（以下「検定証印等」という。）の付された特定計量器であつてはならない。

2 特定計量器は、法定計量単位等以外の計量単位による表記等がある計量器と構造上一体となつているものであつてはならない。

3 特定計量器以外の計量器又は令第五条に掲げる特定計量器と構造上一体となつている特定計量器には、当該特定計量器の見やすい箇所に検定対象である旨又は特定計量器でない計量器若しくは令第五条に掲げる特定計量器の見やすい箇所に検定対象外である旨が表記されていなければならない。（封印等）

第十五條 特定計量器（日本産業規格B七六一一―二の五・二に規定する精度等級が一級の非自動はかり、皮革面積計、騒音計、令別表第二第五号に掲げる濃度計その他經濟産業大臣が特に定めるものを除く。）は、器差を容易に調整することができないもの又はその性能及び器差に著しく影響を与える部分に封印がされているものでなければならない。（器差及び検定公差）

第十六條 特定計量器の器差は、計量値から真実の値（基準器が表す、又は標準物質に付された物象の状態の量の値、器差のある基準器にあっては、器差の補正を行った後の値）をいう。ただし、積算熱量計にあっては日本産業規格B七

た

五五〇（二〇一七）積算熱量計附属書のJ・A・六・三に規定する方法により算出する値を用いる。以下同じ。）を減じた値又は、その真実の値に対する割合をいうものとし、検定公差は、タクシメーターにあつては器差に、その他の特定計量器にあつては器差の絶対値に適用するものとする。

2 法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差は、第二章から第二十六章までに定めるところによる。

第十七条 法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法（以下「構造検定の方法」という。）は、第二章から第二十六章までに定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

2 検定において必要があると認めるときは、特定計量器を分解して、又は当該特定計量器に使用されている部品若しくは材料及同一の形状若しくは材質を有する部品若しくは材料の提出を求めて、検定をすることができる。

(型式承認表示及び修理済表示に係る期間)
第十八条 型式承認表示が付された特定計量器ごとに法第七十一条第二項ただし書の経済産業省令で定める期間及び修理済表示が付されたから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間は、当該表示を付した日から次の年の末日までとする。

(器差検定の方法)
第十九条 法第七十一条第三項の経済産業省令で定める方法（以下「器差検定の方法」という。）は、基準器（改造又は修理（計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号。以下「施行規則」という。）第十条に規定する軽微な修理を含む。）をした基準器であつて、その後の基準器検査に合格していないものを除く。以下同じ。）又は次条に定める標準物質を用いて行う第二章から第二十六章までに規定する器差検定の方法とする。

2 第十二条第二項に規定する表示の付された表示機構については、前項の方法を省略することができる。

(標準物質)
第二十条 法第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項で定める標準物質は、法第百三十五条の特定標準物質を用いて標準物質の値付け

が行われたものであつて、それぞれ次の表の下欄に掲げるもの又は同表の第一号から第四号までの上欄に掲げる特定計量器にあつては、下欄に掲げる標準物質を用いて日本産規格B七九五九に定める基準に適合すると認められる校正用装置により得られるものとする。

号	特定計量器	標準物質
一	計ることができる最高の濃度 が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のジルコニア式酸素濃度計	標準物質 酸化硫酸
二	計ることができる最高の濃度 が五十体積百分率以上の溶液導標準ガス 電率式二酸化硫黄濃度計 口 計ることができる最高の濃度 が五十体積百分率以上の紫外線式二酸化硫黄濃度計	二酸化硫黄 濃度計
三	計ることができる最高の濃度 が二十五体積百分率以上の紫外線式窒素酸化物濃度計 口 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	一酸化窒素 濃度計
四	計ることができる最高の濃度 が二十五体積百分率以上の化学発光式窒素酸化物濃度計	一酸化窒素 濃度計
五	計ることができる最高の濃度 が五体積百分率未満の非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 外 ガラス電極式水素イオン濃度検出器	中性リ ン酸塩ピ エッチ標 準液 フタル 酸塩ピー エッチ標 準液 二酸化 炭素濃 度計

(変成器付電気計器検査)

第二十一条 法第七十四条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第七條第一項から第三項まで、第八條、第十條及び第十五條に定めるところによるほか、第十八條第五節第一款に定めるところによる。この場合において、第七條第一項から第三項まで、第八條、第十條及び第十五條中「特定計量器」とあるのは「変成器」と、第十條及び第十五條中「器差」とあるのは「誤差」と読み替へるものとする。

2 法第七十四条第一項第二号の経済産業省令で定める公差は、第十八章第五節第二款に定めるところによる。

3 法第七十四条第一項の経済産業省令で定める方法は、第十七條第二項及び第十八章第五節第三款に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。この場合において、第十七條第二項中「検定」とあるのは「変成器付電気計器検査」と、「特定計量器」とあるのは「電気計器及び変成器」と読み替へるものとする。

(装置検査)
第二十二条 法第七十五条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第二章第二節第一款に定めるところによる。

2 法第七十五条第二項の経済産業省令で定める方法は、第二章第二節第二款に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

第三款 検定証印、合番号及び装置検査証印

(検定証印)

第二十三条 法第七十二条第一項の検定証印の形状、種類及び大きさは、次の表のとおりとする。

形状	種類及び大きさ
	打ち込み押し込め
	印
	み印
	け印
	印
	印
	付付

図形	一辺の長さ が三・六 ミリメ ートル の正 方形 の形 もの	一辺の長さ が三・六 ミリメ ートル の正 方形 の形 もの	一辺の長さ が三・六 ミリメ ートル の正 方形 の形 もの	一辺の長さ が三・六 ミリメ ートル の正 方形 の形 もの

2 前項の規定にかかわらず、指定検定期間にあつては、検定証印をはり付け印により付するものとする。

3 検定証印が付されており、かつ、それ以上検定証印を付することができない分銅及びおもりにて検定証印を付したものとみなす。令附則第五條第一項の経済産業省令で定める非自動はかり、分銅及びおもりであつて、検定証印が付されており、かつ、当該検定証印と別に検定証印を付することが著しく困難であるものその他の経済産業大臣が別に定めるものにあつても、同様とする。

4 第三條第八項で規定する証票が付されているタクシーメーターにあつては、申請後その証票に記載された装置検査を受けるべき期日までは、その証票をもって検定証印とみなす。

(検定証印を付する部分)

第二十四條 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては、特定計量器の通常の使用状態において見やすく消滅しにくい本体の部分又は本体に取り付けた金属片その他の物体に付さなければならぬ。

(有効期間満了の表示)

第二十五條 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては、法第七十二條第二項の規定による検定証印の有効期間の満了の年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により、検定証印に隣接した箇所(金属片その他の物体に検定証印を付する場合にあつては、その裏面を含む。次条において同じ。)に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

様式一

2017
11

様式二

2017 11 様式三

2 前項の場合において、検定証印の有効期間のは、検定証印を付した月の翌月一日から起算するものとする。ただし、自動はかりにあつては、検定証印を付した年度の翌年度の四月一日から起算するものとする。

(検定を行つた年月の表示)

第二十六條 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては、法第七十二條第三項の検定を行つた年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により(分銅、おもり及び令附則第五條第一項の経済産業省令で定める非自動はかりであつて、これらの方法により検定を行つた年月を表示することが、構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定めるものにあつては、経済産業大臣が定める方法により)、検定証印に隣接した箇所に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

様式一

2017
11

様式二

様式三

2017 11

(はり付け印による検定証印の表示)

第二十六條の二 検定証印をはり付け印により付する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。

2 前項の場合において、検定証印の有効期間のは、検定証印を付した月の翌月一日から起算するものとする。ただし、自動はかりにあつては、検定証印を付した年度の翌年度の四月一日から起算するものとする。

(合番号)

第二十七條 法第七十四條第二項及び第三項の合番号は、打ち込み印又は押し込み印により、電気計器の外箱及び変成器の見やすい箇所に取り付けた金属片その他の物体に、次の様式により付するものとする。この場合において、左の記号は検定所の略称を表すものとする。

東00001

2 法第七十四條第二項の検査を行つた日の表示は、打ち込み印又は押し込み印により、合番号を付するために変成器の見やすい箇所に取り付けた金属片その他の物体の裏面に、表示するものとする。

(装置検査証印)

第二十八條 法第七十五條第二項の装置検査証印は、打ち込み印又は押し込み印により、次の各号に掲げるところにより付するものとする。



二 装置検査証印の大きさは、高さ八ミリメートル、横幅六ミリメートルとする。

2 装置検査証印を付する特定計量器の部分は、タクシーメーターにあつてはタクシーメーター本体と車体との接合部にある電気的器差調整装置(パルス発信器(パルス調整器(車両のミッション)に内蔵されたパルス発信器が発生するパルスをタクシーメーターの本体に入力できるように調整する装置をいう。以下同じ。))を有す

るものにあつては、当該パルス調整器)のパルスを電氣的に調整する装置をいう。以下同じ。)に封印をするための金属片その他の物体とする。

3 法第七十五條第三項の装置検査証印の有効期間の満了の年月は、打ち込み印又は押し込み印により、タクシーメーターにあつては前項の規定により装置検査証印を付した金属片その他の物体の裏面に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

様式一

2017
11

様式二

2017.11

様式三

2017 11

4 前項の場合において、装置検査証印の有効期間は、装置検査証印を付した月の翌月一日から起算するものとする。

(検定証印等、合番号及び装置検査証印の除去)

第二十九條 法第七十二條第四項及び第五項、第七十四條第四項並びに第七十五條第四項の規定により、検定証印等、合番号又は装置検査証印を除去するときは、次の各号のいずれかに掲げるところによるものとする。

- 一 機械的な方法により削除すること。
- 二 薬剤により消去すること。
- 三 容易にはく離しない塗料により被覆すること。
- 四 検定証印等、合番号又は装置検査証印の全体にわたり、明りように、かつ、容易に消滅

しない方法で、相互に平行又は交差する二本以上の線を施すこと。
五 次の形状の消印を打ち込み印又はすり付け印により付すること。



第三節 型式の承認

第一款 申請等

(申請等)

第三十条 法第七十六条第二項（法第八十一条第二項又は第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の申請書は、様式第七による。

2 前項の申請書に添えて提出する試験用の特定計量器及び構造図その他の書類は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、研究所又は日本電気計器検定所が特に認める場合にあつては、次の各号に掲げる事項の範囲内で、研究所又は日本電気計器検定所が指定したものとす。

- 一 試験用の特定計量器（最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計にあつては五個まで、令第二条第十七号イからリまでに掲げる濃度計（以下「ジルコニア式酸素濃度計等」という。）及びガラス電極式水素イオン濃度指示計にあつては二個まで、その他の特定計量器にあつては三個までとする。）並びに第十二条に規定する分離することができる表示機構を有する特定計量器にあつては当該分離することができる表示機構
- 二 試験用の特定計量器の構造図、作動原理図、製造工程図その他の試験用の特定計量器の構造、使用方法、使用条件及び製造の方法を説明した書類
- 三 次に掲げる機能についての構造図、作動原理図その他の説明書
- イ 料金及び運賃を表示する機能を有するものにあつては、その計算方法、計算機構及び表示機構
- ロ 販売時点情報管理装置その他の電子計算機と接続して使用することができる特定計量器にあつては、パルス数、定格電圧その他の接続条件及び接続方法
- 四 型式の承認を受けた型式に属する特定計量器について軽微な変更を加えて型式の承認を受ける場合にあつては、前各号に規定するも

の範囲内で、最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計に係る場合にあつては日本電気計器検定所、その他の特定計量器に係る場合にあつては研究所が指定する書類（手数料を減額する場合の申請等）

第三十条の二 計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号。以下「手数料令」という。）

第四条第一項第一号の経済産業省令で定める機関は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人製品評価技術基盤機構から国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準に適合している旨の認定（法第七十一条第一項第一号の技術上の基準に係る試験に係るものに限る。）を受けた試験所
- 二 国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関（型式の承認等に必要となる技術的能力を持つものとして経済産業大臣が適切であると認めた機関に限る。）

2 前条第一項の申請書には、前項の機関が作成した試験の結果の証明書（次の各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）を添付すること

- 一 発行日
- 二 機関の名称及び住所
- 三 特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（法第八十一条の輸入事業者にあつては、製造する者の氏名又は名称及び住所）
- 四 特定計量器の種類
- 五 特定計量器の型式又は能力
- 六 法第七十一条第一項第一号の技術上の基準で定める試験の結果

3 前項の証明書に係る部分の構造検定は、当該証明書の審査により、研究所又は日本電気計器検定所が行う構造検定の方法に代えることができる。

(指定検定機関の試験の申請等)

第三十一条 法第七十八条第一項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験を受けようとする者は、様式第八による申請書を指定検定機関に提出しなければならない。

2 第三十条第二項の規定は、法第七十八条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定検定機関へ試験用の特定計量器及び構造図

その他の書類を提出する場合に準用する。この場合において、型式の承認を受けた型式に属する特定計量器について軽微な変更を加えて法第七十八条第一項の試験を受ける場合にあつては、第三十条第二項各号に規定するものの範囲内で指定検定機関が指定するものを申請書に添えるものとする。

3 前条第二項及び前条第三項の規定は、第一項の申請書を提出する場合に準用する。この場合において、前条第三項中「研究所又は日本電気計器検定所」とあるのは「指定検定機関」と読み替えるものとする。

第三十二条 法第七十六条第三項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）ただし書に規定する試験に合格したことを証する書面は、様式第九によるものとする。

(承認の更新)

第三十三条 法第八十三条第二項（法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の更新を受けようとする者は、様式第十による申請書を研究所又は日本電気計器検定所に提出しなければならない。

- 2 前項の更新の申請は、更新の時期の半年前から受け付けるものとし、様式第十一の交付により更新がなされたものとする。
- 3 研究所又は日本電気計器検定所は、法第八十一条（法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）により効力を失った型式の承認に係る申請書、第三十条第二項の書類、承認書の写しその他必要と認められる書類を、承認失効の日より五年間保存しなければならない。

(変更の届出)

第三十四条 法第七十九条第一項（法第八十一条第三項及び第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、施行規則第三十一条第一項の規定を準用する。この場合において、「その届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「研究所又は日本電気計器検定所」と読み替えるものとする。

2 施行規則第三十一条第二項の規定は、法第七十九条第二項において準用する法第六十一条の規定により承認製造事業者の地位を承継した者及び法第八十一条第三項において準用する法第六十一条の規定により承認輸入事業者の地位を承継した者に準用する。

3 施行規則第三十一条第二項の規定は、承認外国製造事業者（法第八十九条第二項に規定する承認外国製造事業者をいう。）に準用する。この場合において、「法第六十一条第三項」とあるのは「法第八十九条第四項において準用する法第六十一条」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本に準ずるもの」と、「登記事項証明書」とあるのは「登記事項証明書に準ずるもの」と読み替えるものとする。

第二款 型式承認表示

(型式承認表示等)

第三十五条 型式承認表示及び法第八十四条第二項の型式承認表示を付した年の表示は、本体の見やすい箇所に、明瞭に次の様式一又は様式二（法第八十四条第二項の場合にあつては、様式三から様式六までのいずれか）により付するものとする。この場合において、様式三から様式六までの右又は下の数字は、型式承認表示を付した西暦年数を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

様式一

様式二

様式三

様式四

型式承認第1号 2017

型承1号 型式承認第1号

様式五

様式六

(型式承認表示の除去)
第三十六条 第二十九条の規定は、法第八十五条の規定により型式承認表示を除去する場合に準用する。

第四節 定期検査
第一款 事前調査等

第三十七条 法第二十二條の規定による報告は、様式第十二により定期検査の期日の初日から起算して十日前までに行わなければならない。
第三十八條 削除

第三十九條 定期検査の実施の場所は、次のいずれかに該当する場合は、その特定計量器の所在の場所とする。
一 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

二 特定計量器がその構造上運搬をすることに より、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。
三 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

四 特定計量器の数が多い場合又は特定計量器の検査のために必要な検査設備を備えている場合であつて、その所在の場所で定期検査を行つても定期検査の事務に支障がないとき。

五 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

2 前項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合は、様式第十三による申請書を定期検査を行う都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。
(実施期日外の定期検査の届出)
第四十條 法第二十一條第三項の規定により実施期日に定期検査を受けることができない旨を届け出ようとする者は、様式第十四による届出書を定期検査を行う都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

第四十一條及び第四十二條 削除
第二款 定期検査の合格条件
(表記等)
第四十三條 定期検査にあつては、特定計量器は、検定するときこの省令の規定に基づき表記されていた表記等が付されているものであり、特定計量器に付されている検定証印等が明瞭であり、かつ、容易に識別できるものでなければならない。

(性能に係る技術上の基準)
第四十四條 法第二十三條第一項第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第十一条から第十五条までの規定を準用するほか、第三章及び第五章に定めるところによる。この場合において、第十三条第二項中「検定公差に相当する値」とあるのは「使用公差に相当する値」と、

「目量(各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量)」とあるのは「目量の二倍(各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量の二倍)」と読み替えるものとする。
(使用公差)
第四十五條 法第二十三條第一項第三号の経済産業省令で定める使用公差は、第十六條第一項の規定を準用するほか、第三章及び第五章に定めるところによる。
(性能に関する検査の方法)
第四十六條 法第二十三條第二項の経済産業省令で定める方法は、第十七條第二項並びに第三章及び第五章に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

第四十七條 法第二十三條第三項の経済産業省令で定める方法は、基準器を用いて行つて第三章及び第五章に定める器差検査の方法とする。
第三款 定期検査済証印等
第四十八條 法第二十四條第一項の定期検査済証印及び定期検査を行つた年月の表示は、打ち込

み印、押し込み印又ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行つた都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称(以下この条において「名称」という。)を定期検査済証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一 定期検査済証印の形状は、次の様式一又は様式二のとおりとする。この場合において様式一中の円内の数字及び様式二中の円内の上の数字は定期検査を行つた年の西暦年数を表すものとし、様式一中の円外の右下の数字及び様式二中の下の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

二 定期検査済証印の大きさは、直径一・八ミリメートル以上とする。
2 定期検査済証印は、特定計量器の見やすい箇所につするものとする。
3 前二項の規定にかかわらず、分銅、おもり、極小棒はかりその他の定期検査済証印又は名称を付することが著しく困難な形状を有する特定計量器については、経済産業大臣が別に定める方法及び箇所に付するものとする。



第四十九條 第二十九條の規定は、法第二十四條第三項の規定により検定証印等を除去する場合に準用する。
第五節 申請等
第一款 申請等

第五十條 計量証明検査を受けようとする者は、様式第十五による申請書とその検査を行う都道

府県知事(法第七十七條第一項の規定により指定計量証明検査機関が計量証明検査を行う場合にあつては、その検査を行う指定計量証明検査機関)に提出しなければならない。
第二款 計量証明検査の合格条件
(性能に係る技術上の基準)
第五十一條 法第八十八條第一項第二号の性能に係る技術上の基準は、第十一条から第十五条までの規定を準用するほか、第三章から第五章まで及び第二十章から第二十四章までに定めるところによる。この場合において、第十三条第二項中「検定公差に相当する値」とあるのは「使用公差に相当する値」と、

「目量(各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量)」とあるのは「目量の二倍(各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量の二倍)」と読み替えるものとする。
(使用公差)
第五十二條 法第八十八條第一項第三号の経済産業省令で定める使用公差は、第十六條第一項の規定を準用するほか、第三章から第五章まで及び第二十章から第二十四章までに定めるところによる。
(性能に関する検査の方法)
第五十三條 法第八十八條第二項の性能に関する検査の方法は、第十七條第二項並びに第三章から第五章まで及び第二十章から第二十四章までに定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

(器差検査の方法)
第五十四條 法第八十八條第三項の器差検査の方法は、基準器又は第二十條に規定する標準物質を用いて行つて第三章から第五章まで及び第二十章から第二十四章までに定める器差検査の方法とする。
(準用)
第五十五條 第四十三條の規定は、計量証明検査に準用する。

第三款 計量証明検査済証印等
第五十六條 法第九十九條の計量証明検査済証印の形状は、次のとおりとする。この場合において、様式中円外の右下の数字は計量証明検査を行つた年の西暦年数を表すものとし、様式中円外の右下の下の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済

産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。



産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

2 第四十八条(第一項第一号を除く。)の規定は、計量証明検査済証印及び計量証明検査を行った年月の表示に準用する。この場合において、第四十八条中「指定定期検査機関の名称」とあるのは、「指定計量証明検査機関の名称」と読み替えるものとする。

(準用)
第五十七条 第二十九条の規定は、法第百十九条第三項の規定により検定証印等を除去する場合に準用する。

第六節 計量士による検査
第一款 定期検査に代わる計量士による検査

(計量士の区分)
第五十八条 法第二十五条第一項の経済産業省令で定める計量士は、質量計及び皮革面積計については施行規則第五十条第三号に定める一般計量士とする。

(届出)
第五十九条 法第二十五条第一項の届出は、様式第十六により行わなければならない。

(証明書)
第六十条 法第二十五条第三項の証明書は、様式第十七によるものとする。

第六十一条 第四十八条の規定は、法第二十五条第三項の経済産業省令で定める方法に準用する。この場合において、第四十八条第一項中「都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称(以下この条において「名称」という。）」とあるのは「計量士の氏名」と読み替えるものとする。

第二款 計量証明検査に代わる計量士による検査
(計量士の区分)

第六十二条 法第二十條第一項の経済産業省令で定める計量士は、次表の上欄に掲げる特定計量士の種類に応じて、それぞれ同表の下欄のとおりとする。

特定計量士の種類	計量士
一 非自動車はかり、分銅及びおもり	施行規則第五十条第三号に規定する一般計量士
二 皮革面積計	
三 騒音計	施行規則第五十条第二号に規定する環境計量士(騒音・振動関係)
四 振動レベル計	
五 濃度計(ガラ)	施行規則第五十条第一号に規定する環境計量士(濃度関係)
五 電極式水素イオン濃度検出器及び係)	
五 酒精度浮ひようを	

2 法第百二十条第一項の経済産業省令で定める期間は、計量証明検査を行う前の一年(皮革面積計にあっては、六月)とする。

(準用)
第六十三条 第四十八条(第一項第一号を除く。)、第五十六条、第五十九条及び第六十条の規定は、法第百二十条第一項の検査及び同項の届出に準用する。この場合において、第四十八条中「定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称(以下この条において「名称」という。）」とあるのは「計量証明検査を行った計量士の氏名」と読み替えるものとする。

第七節 特定計量士の立入検査等
(性能に係る技術上の基準)
第六十四条 法第百五十一条第一号の性能に係る技術上の基準は、第十一条から第十五条の三までの規定を準用するほか、第二章から第二十六章までに定めるところによる。この場合において、第十三条第二項中「検定公差に相当する値」とあるのは「使用公差に相当する値」と、「目量(各々の表示機構の目量が異なる場合)にあっては、最小の目量」とあるのは「目量の二倍(各々の表示機構の目量が異なる場合)にあっては、最小の目量の二倍」と読み替えるものとする。

(使用公差)
第六十五条 法第百五十一条第一号の経済産業省令で定める使用公差は、第十六条第一項の規定を準用するほか、第二章から第二十六章までに定めるところによる。

(性能に関する検査の方法)
第六十六条 法第百五十一条第二項の性能に関する検査の方法は、第十七条第二項及び第二章から第二十六章までに定めるところによるほか、

目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

(器差検査の方法)
第六十七条 法第百五十一条第三項の器差検査の方法は、基準器又は第二十条で規定する標準物質を用いて行う第二章から第二十六章までに定める器差検査の方法とする。

(合番号の除去)
第六十八条 法第百五十二条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第七条第一項から第三項まで、第八条及び第十五条に定めるところによるほか、第十八条第六節第一款に定めるところによる。この場合において、第七条第一項から第三項まで、第八条及び第十五条中「特定計量器」とあるのは「変成器」と、「器差」とあるのは「誤差」と読み替えるものとする。

2 法第百五十二条第一項第二号の経済産業省令で定める公差は、第十八条第六節第二款に定めるところによる。

3 法第百五十二条第二項の経済産業省令で定める方法は、第十七条第二項及び第十八条第六節第三款に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。この場合において、第十七条第二項中「検定」とあるのは「立入検査又は法第百五十四条第二項の規定による検査」と、「特定計量器」とあるのは「電気計器及び変成器」と読み替えるものとする。

(装置検査証印の除去)
第六十九条 法第百五十三条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第二章第三節第四款に定めるところによる。

2 法第百五十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、第二章第三節第四款に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

(準用)
第七十条 第四十三条の規定は、特定計量器等の立入検査に準用する。

2 第二十九条の規定は、法第百五十一条第一項の検定証印等の除去、法第百五十二条第一項の合番号の除去、法第百五十三条第一項の装置検査証印の除去、法第百五十四条第一項の立入検査によらない検定証印等の除去及び法第百五十四条第二項の立入検査によらない合番号の除去に準用する。

第八節 雑則

(検定等及び型式の承認をすべき期限)

第七十一条 法第六十条第一項の経済産業省令で定める期間は、次に掲げるものとする。

一 検定(タクシメーターにあっては、第三条第八項に規定する証票の付されたものにあつては、装置検査の申請後その証票に付された期日までの期間)

イ 型式承認表示の付された特定計量器(令第十二条に掲げる特定計量器であつて型式承認表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過したものにあつては、修理済表示が付され、かつ、当該表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過していないものに限る。) 二十日

ロ 変成器付電気計器検査の申請をしているものであつて、型式承認表示の付された電気計器(型式承認表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過したものにあつては、修理済表示が付され、かつ、当該表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過していないものに限る。) 三十日

(1) 当該電気計器の変成器の検査を検定所において実施するもの

(2) 当該電気計器の変成器の検査を成器の所在の場所において実施するもの

(3) 法第七十三条第二項ただし書の書面が提出されたもの 二十日

ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの

(1) 機械式はかり(ばね式指示はかりを除く。)、分銅、おもり、ガラス製温度計、皮革面積計、量器用尺付タンク、密度浮ひよう、酒精度浮ひよう及び浮ひよう型比重計 二十日

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 八十日

イ 型式承認表示の付された電気計器(型式承認表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過したものにあつては、修理済表示が付され、かつ、当該表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過していないものに限る。) 及びこれとともに使用する変成器

二 変成器付電気計器検査

イ 型式承認表示の付された電気計器(型式承認表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過したものにあつては、修理済表示が付され、かつ、当該表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過していないものに限る。) 及びこれとともに使用する変成器

二 変成器付電気計器検査

- (1) 変成器の検査を検定所において実施するもの 三十日
 - (2) 変成器の検査を変成器の所在の場所において実施するもの 五十日
 - (3) 法第七十三条第二項ただし書の書面が提出されたもの 二十日
 - ロ イに掲げるもの以外のもの 九十日
 - 三 装置検査 二十日（第三条第八項に規定する証票の付されたものにあつては、装置検査の申請後その証票に付された期日までの期間）
 - 四 型式の承認 九十日
- 2 前項第一号ハ（二）、第二号ロ及び第四号の規定にかかわらず、申請に係る特定計量器又は電気計器及び変成器が同種のものに比して特に複雑な構造又は特殊な材質を有すること、新技術の導入がなされていることその他の理由により試験期間の延長を特に要するものと認められるときは、申請者にその旨を通知して、六月を超えない期間とすることができる。
- 3 第一項第四号及び前項の期間は、法第六十条第二項の経済産業省令で定める期間に準用する。
- （検定済証等の交付）
- 第七十二条 騒音計、振動レベル計、ジルコニア式酸素濃度計等及びガラス電極式水素イオン濃度指示計が検定に合格したときは、次に掲げる様式による検定済証を交付するものとする。
- 一 騒音計 様式第十八
 - 二 振動レベル計 様式第十九
 - 三 ジルコニア式酸素濃度計等及びガラス電極式水素イオン濃度指示計 様式第二十
- 2 タクシメーターが装置検査に合格したときは、様式第二十一による装置検査済証を交付するものとする。
- （不合格等の理由の通知）
- 第七十三条 法第六十条第一項に規定する場合において、不合格又は不承認の処分をしたときの通知は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第八条第一項の規定により、検定等にあつては様式第二十二、型式の承認にあつては様式第二十三により行う。
- 2 都道府県知事、特定市町村の長、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関は、定期検査又は計量証明検査を行った場合において、不合格の処分をしたときの通知は、行政手続法第八

条第一項の規定により、様式第二十四により行う。この場合において、定期検査についての同条の適用にあつては、都道府県知事、特定市町村の長又は指定定期検査機関への検査を受ける特定計量器の提出をもつて同条の「申請」とみなす。

（検定用具等の貸付け）

第七十四条 法第六十七条の経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 検定証印（はり付け印を除く。）
- 二 計量証明検査済証印（はり付け印を除く。）
- 三 定期検査済証印（はり付け印を除く。）
- 四 装置検査済証印
- 五 第二十九条第五号に規定する消印
- 六 第九百九十三条第三項に規定する消印（条例等に係る適用除外）

第七十四条の二 第三条第一項、第三項、第四項及び第八項、第四条第一項及び第二項、第三十七條、第三十九條第二項、第四十條、第五十條、第五十九條、第六十條、第六十三條に準用する第五十九條及び第六十條、第七十二條第二項並びに第七十三條（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めで別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

2 第三十九條第二項、第四十條、第五十九條、第六十條及び第七十三條第二項（特定市町村の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、特定市町村の条例、規則その他の定めで別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。（電子情報処理組織による手続の特例）

第七十四条の三 第七條第三項第一号の規定による経済産業大臣への特定計量器に係る製造事業者の記号の届出をしようとする者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条の電子情報処理組織を使用して同号の規定による届出を行うときは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定計量器に係る製造事業者の記号（変更）届出様式に記録すべき事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機（経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなればならない。

第二章 タクシメーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項

第七十五条 タクシメーターの表記事項は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

第七十六条及び第七十七条 削除

（性能）

第七十八条 タクシメーターの性能は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

（タリフ定数の封印に使用する記号）

第七十九条 タクシメーターのタリフ定数の設定部の封印に使用する記号は、当該封印を行う届出製造事業者（法第四十一条第一項に規定する届出製造事業者をいう。）又は届出修理事業者（法第四十六条第二項に規定する届出修理事業者をいう。）があらかじめその工場、事業場又は事業所の所在の場所を管轄する都道府県知事に届け出たものでなければならぬ。

第八十条から第九十三条まで 削除

第二款 検定公差

（検定公差）

第九十四条 タクシメーターの検定公差は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法

第九十五条 タクシメーターの構造検定の方法は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

第九十六条から第九十三条まで 削除

第二目 器差検定の方法

（器差検定の方法）

第九十四条 タクシメーターの器差検定の方法は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

第九十五条及び第九十六条 削除

（装置検査に合格した場合の取扱い）

第九十七条 第九十九条に規定する装置検査に合格したタクシメーターは、器差検定に合格したものとみなすことができる。

第二節 装置検査

第一款 装置検査の合格条件

（合格条件）

第九十八条 タクシメーターの装置検査の合格条件は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

第二款 装置検査の方法

（検査方法）

第九十九条 タクシメーターの装置検査の方法は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

第三節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準

（性能に係る技術上の基準）

第一百十条 タクシメーターの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

第二款 使用公差

（使用公差）

第一百一十條 タクシメーターの使用公差は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法

（性能に関する検査の方法）

第一百十二條 タクシメーターの性能に関する検査の方法は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

第一百十三條 削除

（装置検査済証の確認）

第一百十四條 タクシメーターの使用申中検査においては、第七十二條第二項に規定する装置検査済証の記載事項が、検査をする車両及びタクシメーター等について正しいことを確認する。

第二目 器差検査の方法

（器差検査の方法）

第一百十五條 タクシメーターの器差検査の方法は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

第四款 車両等装置用計量器の使用申中検査

（合格条件）

第一百十六條 車両等装置用計量器の合格条件は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）による。

（検査方法）

第一百十七條 車両等装置用計量器の検査方法は、日本産業規格D五六〇九（二〇一九）により、かつ、第七十二條第二項の装置検査済証の記載事項が検査を受ける車両及びタクシメーター等について正しいことを確認することによる。

第三章 質量計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項

（表記）

第一百十八條 質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 非自動はかり 日本産業規格B七六一一一（二〇一五）

- 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三(二〇一九) 附属書
- 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四二(二〇一九)
- 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六二(二〇一九)
- 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七(二〇二二) 附属書
- 六 分銅、定量おもり及び定量増おもり(以下「分銅等」という。) 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
- 第七百二十九条から第七百三十一条の二まで 削除
- 第七百二十九条 削除
- 第七百三十一条 削除
- 第七百三十三条 削除
- 第七百三十六条から第七百三十九条まで 削除

- 第七百四十条 削除
- 第七百四十一条から第七百七十二条まで 削除
- 第七百七十三条から第七百七十五条まで 削除
- 第七百七十六条から第七百八十一条まで 削除
- 第二款 検定公差
 - 第七百八十二条 質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
 - 一 非自動はかり 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
 - 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三(二〇一九) 附属書
 - 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四二(二〇一九)
 - 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六二(二〇一九)
 - 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七(二〇二二) 附属書
 - 六 分銅等 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
- 第三款 検定の方法
 - 第一目 構造検定の方法
 - 第七百八十三条 質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
 - 一 非自動はかり 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
 - 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三(二〇一九) 附属書
 - 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四二(二〇一九)
 - 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六二(二〇一九)
 - 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七(二〇二二) 附属書
 - 六 分銅等 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
 - 第二目 器差検定の方法
 - 第七百八十四条から第七百八十九条まで 削除
 - 第七百九十条 削除
 - 第七百九十一条から第七百九十二条まで 削除
 - 第七百九十三条 削除
- 器差検定の方法
 - 第七百九十四条 質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
 - 一 非自動はかり 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
 - 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三(二〇一九) 附属書
 - 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四二(二〇一九)
 - 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六二(二〇一九)
 - 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七(二〇二二) 附属書
 - 六 分銅等 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)

- 一 非自動はかり 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
- 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三(二〇一九) 附属書
- 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四二(二〇一九)
- 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六二(二〇一九)
- 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七(二〇二二) 附属書
- 六 分銅等 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
- 第七百五十条から第七百六十条まで 削除
- 第二節 使用中検査
 - 第一款 性能に係る技術上の基準
 - 第七百六十一条 質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
 - 一 非自動はかり 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
 - 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三(二〇一九) 附属書
 - 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四二(二〇一九)
 - 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六二(二〇一九)
 - 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七(二〇二二) 附属書
 - 六 分銅等 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
 - 第二款 使用公差
 - 第七百六十二条 質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
 - 一 非自動はかり 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
 - 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三(二〇一九) 附属書
 - 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四二(二〇一九)
 - 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六二(二〇一九)
 - 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七(二〇二二) 附属書
 - 六 分銅等 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)

- 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七(二〇二二) 附属書
- 六 分銅等 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
- 第七百五十五条から第七百五十六条まで 削除
- 第三款 使用中検査の方法
 - 第一目 性能に関する検査の方法
 - 第七百五十七条 質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
 - 一 非自動はかり 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
 - 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三(二〇一九) 附属書
 - 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四二(二〇一九)
 - 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六二(二〇一九)
 - 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七(二〇二二) 附属書
 - 六 分銅等 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
 - 第二目 器差検査の方法
 - 第七百五十八条 質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
 - 一 非自動はかり 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)
 - 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三(二〇一九) 附属書
 - 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四二(二〇一九)
 - 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六一(二〇一九) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六二(二〇一九)
 - 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七(二〇二二) 附属書
 - 六 分銅等 日本産業規格 B 七六一一三(二〇二二)

第二目 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第三百三十三条 水道メーターの器差検定の方法は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第三百三十四条 削除

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準

第三百三十五条 水道メーターの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第二款 使用公差

第三百三十六条 水道メーターの使用公差は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第三款 使用中検査の方法

第一款 性能に関する検査の方法

第三百三十七条 水道メーターの性能に関する検査の方法は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第三百三十八条 削除

第二款 器差検査の方法

(器差検査の方法)

第三百三十九条 水道メーターの器差検査の方法は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第七章 温水メーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第三百四十条 温水メーターの表記事項は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第二款 性能

第三百四十一条 温水メーターの性能は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第三百四十二条から第三百四十六条まで 削除

第二款 検定公差

第三百四十七条 温水メーターの検定公差は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法

第三百四十八条 温水メーターの構造検定の方法は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第三百四十九条 削除

第二目 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第三百五十条 温水メーターの器差検定の方法は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第三百五十一条 削除

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準

第三百五十二条 温水メーターの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第二款 使用公差

第三百五十三条 温水メーターの使用公差は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第三款 使用中検査の方法

第一款 性能に関する検査の方法

第三百五十四条 温水メーターの性能に関する検査の方法は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第二款 器差検査の方法

第三百五十五条 温水メーターの器差検査の方法は、日本産業規格B八五七〇―二(二〇一三)による。

第八章 燃料油メーター

(燃料油メーターの種類)

第三百五十六条 燃料油メーターの種類は、次のとおりとする。

- 一 自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの(以下「自動車等給油メーター」という。)
- 二 専ら自動車に固定又は搭載して用いるものであって、口径が二十五ミリメートル以下で、かつ、充てん機構を有するもの(以下「小型車載燃料油メーター」という。)
- 三 専ら自動車に固定又は搭載して用いるものであって、口径が二十五ミリメートルを超えるもの(以下「大型車載燃料油メーター」という。)

四 一回ごとの取引に係る計量値を表示する機構(以下「個別計量表示機構」という。)

表示することができる最大の体積が五十リットル以下のもの(以下「簡易燃料油メーター」という。)

五 使用最大流量が一リットル毎分以下のもの(以下「微流量燃料油メーター」という。)

六 前各号に掲げるもの以外の燃料油メーター(以下「定置燃料油メーター」という。)

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第三百五十七条 燃料油メーターの表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本産業規格B八五七二―一(二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―二(二〇一三)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)
- 五 微流量燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―三(二〇一三)
- 六 定置燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)

第二目 性能

第三百五十八条 燃料油メーターの性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本産業規格B八五七二―一(二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―二(二〇一三)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)
- 五 微流量燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―三(二〇一三)
- 六 定置燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)

第三百五十九条から第三百八十三条まで 削除

第二款 検定公差

第三百八十四条 燃料油メーターの検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 自動車等給油メーター 日本産業規格B八五七二―一(二〇〇八)

二 小型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―二(二〇一三)

三 大型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)

四 簡易燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)

五 微流量燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―三(二〇一三)

六 定置燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法

第三百八十五条 燃料油メーターの構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本産業規格B八五七二―一(二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―二(二〇一三)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)
- 五 微流量燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―三(二〇一三)
- 六 定置燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)

第三百八十六条から第三百九十一条まで 削除

第二目 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第三百九十二条 燃料油メーターの器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本産業規格B八五七二―一(二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―二(二〇一三)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―四(二〇一四)
- 五 微流量燃料油メーター 日本産業規格B八五七二―三(二〇一三)

六 定置燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一四(二〇一四)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準
第三百九十三条 燃料油メーターの性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本産業規格B八五七二一一(二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一二(二〇一)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一四(二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一三(二〇一)
- 五 微流量燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一三(二〇一)
- 六 定置燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一四(二〇一四)

第二款 使用公差
第三百九十四条 燃料油メーターの使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本産業規格B八五七二一一(二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一二(二〇一)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一四(二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一三(二〇一)
- 五 微流量燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一三(二〇一)
- 六 定置燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一四(二〇一四)

第三款 使用中検査の方法
第一目 性能に関する検査の方法
第三百九十五条 燃料油メーターの性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本産業規格B八五七二一一(二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一二(二〇一)

三 大型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一四(二〇一四)

第二節 器差検査の方法

第三百九十六条 燃料油メーターの器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本産業規格B八五七二一一(二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一二(二〇一)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一四(二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一三(二〇一)
- 五 微流量燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一三(二〇一)
- 六 定置燃料油メーター 日本産業規格B八五七二一四(二〇一四)

第一款 構造に係る技術上の基準
第三百九十七条 液化石油ガスメーターの表記事項は、日本産業規格B八五七四(二〇一三)による。

第二款 性能
第三百九十八条 液化石油ガスメーターの性能は、日本産業規格B八五七四(二〇一三)による。

第三款 検定の方法
第一目 構造検定の方法
第四百二十二条 液化石油ガスメーターの検定公差は、日本産業規格B八五七四(二〇一三)による。

第二款 検定公差
第四百二十三条 液化石油ガスメーターの構造検定の方法は、日本産業規格B八五七四(二〇一三)による。

第四百二十四条から第四百二十九条まで 削除

第二目 器差検定の方法

第四百三十条 液化石油ガスメーターの器差検定の方法は、日本産業規格B八五七四(二〇一三)による。

第二款 使用中検査
第一款 性能に係る技術上の基準
第四百三十一条 液化石油ガスメーターの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B八五七四(二〇一三)による。

第二款 使用公差
第四百三十二条 液化石油ガスメーターの使用公差は、日本産業規格B八五七四(二〇一三)による。

第三款 使用中検査の方法
第一目 性能に関する検査の方法
第四百三十三条 液化石油ガスメーターの性能に関する検査の方法は、日本産業規格B八五七四(二〇一三)による。

第二款 器差検査の方法
第四百三十四条 液化石油ガスメーターの器差検査の方法は、日本産業規格B八五七四(二〇一三)による。

第三款 検定の方法
第一目 構造に係る技術上の基準
第四百三十五条 ガスメーターの表記事項は、日本産業規格B八五七一(二〇二二) 附属書による。

第三款 検定の方法
第一目 構造検定の方法
第四百五十八条 ガスメーターの構造検定の方法は、日本産業規格B八五七一(二〇二二) 附属書による。

第二目 器差検定の方法

第四百五十九条から第四百六十七条まで 削除

第二款 使用中検査
第一款 性能に係る技術上の基準
第四百六十八条 ガスメーターの器差検定の方法は、日本産業規格B八五七一(二〇二二) 附属書による。

第二款 使用公差
第四百七十三条 ガスメーターの使用公差は、日本産業規格B八五七一(二〇二二) 附属書による。

第三款 使用中検査の方法
第一目 性能に関する検査の方法
第四百七十四条 ガスメーターの性能に関する検査の方法は、日本産業規格B八五七一(二〇二二) 附属書による。

第二款 器差検査の方法
第四百七十五条 削除

第一款 構造に係る技術上の基準
第四百七十七条 量器用尺付タンクの表記事項は、日本産業規格B八五七三(二〇一一)による。

第四百七十八条 削除

第二目 材質

(材質)

第四百七十九条 量器用尺付タンクの材質は、日本産業規格B八五七三(二〇一一)による。

第三目 性能

(性能)

第四百八十条 量器用尺付タンクの性能は、日本産業規格B八五七三(二〇一一)による。

第四百八十一条から第四百八十六条まで 削除

第二款 検定公差

(検定公差)

第四百八十七条 量器用尺付タンクの検定公差は、日本産業規格B八五七三(二〇一一)による。

第三款 検定の方法

(構造検定の方法)

第四百八十八条 量器用尺付タンクの構造検定の方法は、日本産業規格B八五七三(二〇一一)による。

第二款 削除

第四百八十九条

第二目 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第四百九十条 量器用尺付タンクの器差検定の方法は、日本産業規格B八五七三(二〇一一)による。

第二節 使用中検査

(性能に係る技術上の基準)

第四百九十一条 量器用尺付タンクの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B八五七三(二〇一一)による。

第二款 使用公差

(使用公差)

第四百九十二条 量器用尺付タンクの使用公差は、日本産業規格B八五七三(二〇一一)による。

第三款 使用中検査の方法

(器差検査の方法)

第四百九十三条 量器用尺付タンクの器差検査の方法は、日本産業規格B八五七三(二〇一一)による。

第十二章 密度浮ひよう

(表記)

第四百九十四条 密度浮ひようの表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項

第五百零一条から第五百零六条まで 削除

第二款 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第五百零七条 密度浮ひようの器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

第一目 構造検定の方法

第五百零八条から第五百一三条まで 削除

第二目 器差検定の方法

第五百一十四条から第五百一十九条まで 削除

一 耐圧密度浮ひよう以外の密度浮ひよう(以下「浮ひよう型密度計」という。) 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計(耐圧密度浮ひようのうち、液化石油ガスの計量に使用するものをいう。以下同じ。) 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第二目 材質

(材質)

第四百九十五条 密度浮ひようの材質は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第三目 性能

(性能)

第四百九十六条 密度浮ひようの性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第二款 検定公差

(検定公差)

第五百零一条 密度浮ひようの検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第三款 検定の方法

(構造検定の方法)

第五百零二条 密度浮ひようの構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第三款 検定の方法

(器差検査の方法)

第五百零三条 密度浮ひようの器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項

第五百零四条から第五百零九条まで 削除

第二款 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第五百一十条 密度浮ひようの器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第十三章 アネロイド型圧力計

(表記)

第五百一十一条から第五百一十六条まで 削除

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項

第五百一十七条から第五百二十二条まで 削除

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第五百一十五条から第五百一十九条まで 削除

第二節 使用中検査

(性能に係る技術上の基準)

第五百二十条 密度浮ひようの性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第二款 使用公差

(使用公差)

第五百二十一条 密度浮ひようの使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第三款 使用中検査の方法

(性能に関する検査の方法)

第五百二十二条 密度浮ひようの性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第一目 性能に関する検査の方法

(性能に関する検査の方法)

第五百二十三条 密度浮ひようの器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第二目 器差検査の方法

(器差検査の方法)

第五百二十四条 密度浮ひようの器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本産業規格B七五二五(二〇一八) 附属書

第十三章 アネロイド型圧力計

(表記)

第五百二十五条から第五百三十一条まで 削除

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項

第五百三十二条から第五百三十七条まで 削除

第二款 検定公差

(検定公差)

第五百三十八条 アネロイド型圧力計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 鉄道車両用圧力計 日本産業規格E四一一八(二〇一五)

二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本産業規格B七五〇五(二〇一五)

第五百三十九条から第五百四十三条まで 削除

の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 令第一条第一項に定める計量に用いるブルドン管圧力計(以下「鉄道車両用圧力計」という。) 日本産業規格E四一一八(二〇一五)

二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本産業規格B七五〇五(二〇一五)

第二目 性能

(性能)

第五百三十七条 アネロイド型圧力計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 鉄道車両用圧力計 日本産業規格E四一一八(二〇一五)

二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本産業規格B七五〇五(二〇一五)

第二款 検定公差

(検定公差)

第五百三十八条 アネロイド型圧力計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 鉄道車両用圧力計 日本産業規格E四一一八(二〇一五)

二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本産業規格B七五〇五(二〇一五)

第三款 検定の方法

(構造検定の方法)

第五百三十九条 アネロイド型圧力計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 鉄道車両用圧力計 日本産業規格E四一一八(二〇一五)

二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本産業規格B七五〇五(二〇一五)

第三款 検定の方法

(器差検査の方法)

第五百四十条 アネロイド型圧力計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 鉄道車両用圧力計 日本産業規格E四一一八(二〇一五)

二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本産業規格B七五〇五(二〇一五)

第二目 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第五百四十四条 アネロイド型圧力計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本産業規格E四一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本産業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第五百四十五条及び第五百四十六条 削除

第二節 使用中検査

第五百四十七条 アネロイド型圧力計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本産業規格E四一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本産業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第二款 使用公差

第五百四十八条 アネロイド型圧力計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本産業規格E四一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本産業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法

第五百四十九条 アネロイド型圧力計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本産業規格E四一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本産業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第二目 器差検査の方法

(器差検査の方法)

第五百四十九条の二 アネロイド型圧力計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本産業規格E四一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本産業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第十四章 アネロイド型血圧計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項

第五十五条 電気式アネロイド型血圧計の表記事項は、日本産業規格T一一五(二〇一八)附属書による。

第二目 性能

第五十一条 アネロイド型血圧計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 電気式アネロイド型血圧計 日本産業規格T一一五(二〇一八)附属書
- 二 電気式アネロイド型血圧計以外のアネロイド型血圧計(以下「機械式アネロイド型血圧計」という。) 日本産業規格T四二〇三(二〇一八)附属書

第五十二条及び第五十三条 削除

第五十四条 削除

第五十五条 削除

第五十六条 削除

第五十七条から第五六十二条まで 削除

第五六十三条 削除

第二款 検定公差

第五六十四条 アネロイド型血圧計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 電気式アネロイド型血圧計 日本産業規格T一一五(二〇一八)附属書
- 二 機械式アネロイド型血圧計 日本産業規格T四二〇三(二〇一八)附属書

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法

第五六十五条 アネロイド型血圧計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 電気式アネロイド型血圧計 日本産業規格T一一五(二〇一八)附属書

- 二 機械式アネロイド型血圧計 日本産業規格T四二〇三(二〇一八)附属書

第五六十六条から第五七〇条まで 削除

第五七一条 削除

第五七二条 削除

第二目 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第五七三条 アネロイド型血圧計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 電気式アネロイド型血圧計 日本産業規格T一一五(二〇一八)附属書
- 二 機械式アネロイド型血圧計 日本産業規格T四二〇三(二〇一八)附属書

第二節 使用中検査

第五七四条 アネロイド型血圧計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 電気式アネロイド型血圧計 日本産業規格T一一五(二〇一八)附属書
- 二 機械式アネロイド型血圧計 日本産業規格T四二〇三(二〇一八)附属書

第二款 使用公差

第五七五条 アネロイド型血圧計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 電気式アネロイド型血圧計 日本産業規格T一一五(二〇一八)附属書
- 二 機械式アネロイド型血圧計 日本産業規格T四二〇三(二〇一八)附属書

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法

第五七六条 アネロイド型血圧計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 電気式アネロイド型血圧計 日本産業規格T一一五(二〇一八)附属書
- 二 機械式アネロイド型血圧計 日本産業規格T四二〇三(二〇一八)附属書

第二目 器差検査の方法

(器差検査の方法)

第五七七条 アネロイド型血圧計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 電気式アネロイド型血圧計 日本産業規格T一一五(二〇一八)附属書
- 二 機械式アネロイド型血圧計 日本産業規格T四二〇三(二〇一八)附属書

第五七八条から第五九七条まで 削除

第五九八条から第六〇二条まで 削除

第六〇三条から第六〇七条まで 削除

第六〇八条から第六一〇条まで 削除

第六一一条から第六一五条まで 削除

第六一六条から第六二〇条まで 削除

第六二一条から第六二五条まで 削除

第六二六条から第六三〇条まで 削除

第六三一条から第六三五条まで 削除

第六三六条から第六四〇条まで 削除

第六四一条から第六四五条まで 削除

第六四六条から第六五〇条まで 削除

第六五一一条から第六五五条まで 削除

第六五六条から第六六〇条まで 削除

第六六一一条から第六六五条まで 削除

第六六六条から第六七〇条まで 削除

第六七一条から第六七五条まで 削除

第六七六条から第六八〇条まで 削除

第六八一条から第六八五条まで 削除

第六八六条から第六九〇条まで 削除

第六九一条から第六九五条まで 削除

第六九六条から第七〇〇条まで 削除

第七〇一条から第七〇五条まで 削除

第七〇六条から第七一〇条まで 削除

第七一一条から第七一五条まで 削除

第七一六条から第七二〇条まで 削除

第七二一条から第七二五条まで 削除

第七二六条から第七三〇条まで 削除

第七三一条から第七三五条まで 削除

第七三六条から第七四〇条まで 削除

第七四一条から第七四五条まで 削除

第七四六条から第七五〇条まで 削除

第七五一条から第七五五条まで 削除

第七五六条から第七六〇条まで 削除

第七六一一条から第七六五条まで 削除

第七六六条から第七七〇条まで 削除

第七七一条から第七七五条まで 削除

第七七六条から第七八〇条まで 削除

第七八一条から第七八五条まで 削除

第七八六条から第七九〇条まで 削除

第七九一条から第七九五条まで 削除

第七九六条から第八〇〇条まで 削除

第八〇一条から第八〇五条まで 削除

第八〇六条から第八一〇条まで 削除

第八一一条から第八一五条まで 削除

第八一六条から第八二〇条まで 削除

第八二一条から第八二五条まで 削除

第二款 使用公差
第六百五十条 積算熱量計の使用公差は、日本産業規格B七五〇(二〇一七) 附属書による。

第三款 使用中検査の方法
第一目 性能に関する検査の方法
第六百五十一条 積算熱量計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格B七五〇(二〇一七) 附属書による。

第二款 器差検査の方法
第六百五十二条 積算熱量計の器差検査の方法は、日本産業規格B七五〇(二〇一七) 附属書による。

第六百五十三条から第六百五十五条まで 削除
第十八章 最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計
第一節 最大需要電力計の検定
第一款 構造に係る技術上の基準
第一目 表記事項

(表記)
第六百五十六条 最大需要電力計(最大需要電力表示装置付電力量計)の最大需要電力表示装置を含む。以下同じ。の表記事項は、日本産業規格C二二八三二(二〇一七)による。

(性能)
第六百五十七条 最大需要電力計の性能は、日本産業規格C二二八三二(二〇一七)による。

(検定公差)
第六百八十条 最大需要電力計の検定公差は、日本産業規格C二二八三二(二〇一七)による。

第三款 検定の方法
第一目 構造検定の方法
第六百八十一条 最大需要電力計の構造検定の方法は、日本産業規格C二二八三二(二〇一七)による。

(電子式の最大需要電力計に係る構造検定の方法の試験の省略)
第六百八十二条 電子式の最大需要電力計に係る前条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項以外の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

一 耐久性
二 複合電気計器の表示機構
三 出力機構
四 表示機構の表示回路
五 器差の繰り返しによる影響
六 需要時限
(電子式の最大需要電力計以外のものに係る構造検定の方法の試験の省略)
第六百八十三条 電子式の最大需要電力計以外のものに係る第六百八十一条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項以外の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

一 歯車比及びそのかみ合わせ又は表示回路による影響
二 連続動作による影響
三 器差の繰り返しによる影響
四 需要時限
第六百八十四条から第七百五条まで 削除

(器差検定の方法)
第七百六条 最大需要電力計の器差検定の方法は、日本産業規格C二二八三二(二〇一七)による。

第二節 最大需要電力計の使用中公差
第一款 性能に係る技術上の基準
第七百七条 最大需要電力計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格C二二八三二(二〇一七)による。

(性能に係る技術上の基準)
第七百七条 最大需要電力計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格C二二八三二(二〇一七)による。

(使用公差)
第七百八条 最大需要電力計の使用公差は、日本産業規格C二二八三二(二〇一七)による。

第三款 使用中検査の方法
第一目 性能に関する検査の方法
第七百九条 最大需要電力計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格C二二八三二(二〇一七)による。

第二款 器差検査の方法
第七百十条 最大需要電力計の器差検査の方法は、日本産業規格C二二八三二(二〇一七)による。

(器差検査の方法)
第七百十条 最大需要電力計の器差検査の方法は、日本産業規格C二二八三二(二〇一七)による。

を除く。以下同じ。及び無効電力量計(以下「電力量計等」という。)の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七一(二〇一七)
二 普通電力量計(変成器とともに使用されるものを除く。)のうち、電子式のもの以外のもの 日本産業規格C二二二(二〇一七)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七二(二〇一七)
四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C二二六(二〇一七)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七三(二〇一七)
六 無効電力量計のうち、電子式のもの以外のもの 日本産業規格C二二六三(二〇一七)

(性能)
第七百十二条 電力量計等の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七一(二〇一七)
二 普通電力量計(変成器とともに使用されるものを除く。)のうち、電子式のもの以外のもの 日本産業規格C二二二(二〇一七)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七二(二〇一七)
四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C二二六(二〇一七)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七三(二〇一七)
六 無効電力量計のうち、電子式のもの以外のもの 日本産業規格C二二六三(二〇一七)

(検定公差)
第七百二十三条から第七百二十三条まで 削除

第二款 検定公差
第七百二十四条 電力量計等の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

(検定公差)
第七百二十四条 電力量計等の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七一(二〇一七)
二 普通電力量計(変成器とともに使用されるものを除く。)のうち、電子式のもの以外のもの 日本産業規格C二二二(二〇一七)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七二(二〇一七)
四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C二二六(二〇一七)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七三(二〇一七)
六 無効電力量計のうち、電子式のもの以外のもの 日本産業規格C二二六三(二〇一七)

(構造検定の方法)
第七百二十五条 電力量計等の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七一(二〇一七)
二 普通電力量計(変成器とともに使用されるものを除く。)のうち、電子式のもの以外のもの 日本産業規格C二二二(二〇一七)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七二(二〇一七)
四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C二二六(二〇一七)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二二七三(二〇一七)
六 無効電力量計のうち、電子式のもの以外のもの 日本産業規格C二二六三(二〇一七)

第三款 検定の方法
第一目 構造検定の方法
(電子式の電力量計に係る構造検定の方法の試験の省略)
第七百二十六条 電子式の電力量計等(直流電力量計を除く。)に係る前条に定める構造検定の方法は、

(電子式の電力量計に係る構造検定の方法の試験の省略)
第七百二十六条 電子式の電力量計等(直流電力量計を除く。)に係る前条に定める構造検定の方法は、

(電子式の電力量計に係る構造検定の方法の試験の省略)
第七百二十六条 電子式の電力量計等(直流電力量計を除く。)に係る前条に定める構造検定の方法は、

方法のうち次の各号に掲げる事項の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 一 傾斜の影響
- 二 インパルス電圧の影響
- 三 衝撃の影響
- 四 耐候性
- 五 材質
- 六 塗膜の厚さ

（電子式の電力量計等以外のものに係る構造検査の方法の試験の省略）

- 一 連続動作の影響
- 二 表示機構の着脱による影響
- 三 発信装置付計器の連続動作の影響
- 四 衝撃の影響
- 五 傾斜の影響
- 六 雷インパルス耐電圧
- 七 耐候性

（直流電力量計に係る構造検査の方法の試験の省略）

- 一 傾斜の影響
- 二 衝撃の影響
- 三 耐候性
- 四 材質

（器差検定の方法）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に係る技術上の基準）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に係る技術上の基準）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に係る技術上の基準）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に係る技術上の基準）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に関する検査の方法）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に関する検査の方法）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に関する検査の方法）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に関する検査の方法）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に関する検査の方法）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に関する検査の方法）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に関する検査の方法）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

（性能に関する検査の方法）

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの
- 二 普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの

第二目 公差の検査の方法

(公差の検査の方法)
第七百七十八条 電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が第七百六十七条に規定する公差を超えないかどうかの検査の方法は、日本産業規格C一七三六―二(二〇二二)による。

第六節 変成器及び変成器とともに使用する電気計器の使用中的検査
第一款 使用中の変成器の構造及び誤差
第七百七十九条 使用中の変成器の構造及び誤差は、日本産業規格C一七三六―二(二〇二二)による。

第七百八十条 削除
第二款 使用中の公差
第七百八十一条 電気計器が変成器とともに使用される場合の使用中の公差は、日本産業規格C一七三六―二(二〇二二)による。

第三款 使用中検査の方法
第一款 変成器の構造及び誤差の検査の方法
(変成器の構造及び誤差の検査の方法)
第七百八十二条 変成器の構造及び誤差の検査の方法は、日本産業規格C一七三六―二(二〇二二)による。

第二款 使用中の公差の検査の方法
(使用中の公差の検査の方法)
第七百八十三条 電気計器が変成器とともに使用される場合の使用中の公差の検査の方法は、日本産業規格C一七三六―二(二〇二二)による。

第十九章 照度計
第一節 構造に係る技術上の基準
第一款 表記事項
(表記)
第七百八十四条 照度計の表記事項は、日本産業規格C一六〇九―二(二〇〇八)による。

第七百八十五条 削除
第二款 性能
(性能)
第七百八十六条 照度計の性能は、日本産業規格C一六〇九―二(二〇〇八)による。

第七百八十七条から第七百九十七条まで 削除
第二款 検定公差
(検定公差)
第七百九十八条 照度計の検定公差は、日本産業規格C一六〇九―二(二〇〇八)による。

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法
(構造検定の方法)
第七百九十九条 照度計の構造検定の方法は、日本産業規格C一六〇九―二(二〇〇八)による。

第八百条から第八百八条まで 削除
第二款 器差検定の方法
(器差検定の方法)
第八百九条 照度計の器差検定の方法は、日本産業規格C一六〇九―二(二〇〇八)による。

第二款 使用中検査
第一款 性能に係る技術上の基準
(性能に係る技術上の基準)
第八百十条 照度計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格C一六〇九―二(二〇〇八)による。

第二款 使用公差
(使用公差)
第八百十一条 照度計の使用公差は、日本産業規格C一六〇九―二(二〇〇八)による。

第三款 使用中検査の方法
第一款 性能に関する検査の方法
(性能に関する検査の方法)
第八百十二条 照度計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格C一六〇九―二(二〇〇八)による。

第二款 器差検査の方法
(器差検査の方法)
第八百十三条 照度計の器差検査の方法は、日本産業規格C一六〇九―二(二〇〇八)による。

第二十章 騒音計
第一節 構造に係る技術上の基準
第一款 表記事項
(表記)
第八百十四条 騒音計の表記事項は、日本産業規格C一五一一六(二〇二〇)による。

第八百十五条 削除
第二款 性能
(性能)
第八百十六条 騒音計の性能は、日本産業規格C一五一一六(二〇二〇)による。

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法
(構造検定の方法)
第八百三十四条 騒音計の構造検定の方法は、日本産業規格C一五一一六(二〇二〇)による。

第八百三十五条から第八百四十四条まで 削除
第二款 器差検定の方法
(器差検定の方法)
第八百四十五条 騒音計の器差検定の方法は、日本産業規格C一五一一六(二〇二〇)による。

第二款 使用中検査
第一款 性能に係る技術上の基準
(性能に係る技術上の基準)
第八百四十六条 騒音計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格C一五一一六(二〇二〇)による。

第二款 使用公差
(使用公差)
第八百四十七条 騒音計の使用公差は、日本産業規格C一五一一六(二〇二〇)による。

第三款 使用中検査の方法
第一款 性能に関する検査の方法
(性能に関する検査の方法)
第八百四十八条 騒音計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格C一五一一六(二〇二〇)による。

第二款 器差検査の方法
(器差検査の方法)
第八百四十九条 騒音計の器差検査の方法は、日本産業規格C一五一一六(二〇二〇)による。

第二十一章 振動レベル計
第一節 構造に係る技術上の基準
第一款 表記事項
(表記)
第八百五十条 振動レベル計の表記事項は、日本産業規格C一五一一七(二〇一四)による。

第八百五十一条 振動レベル計の性能は、日本産業規格C一五一一七(二〇一四)による。

第二款 器差検定の方法

第八百六十七条から第八百七十六条まで 削除
第八百七十七条 振動レベル計の器差検定の方法は、日本産業規格C一五一一七(二〇一四)による。

第二款 使用中検査
第一款 性能に係る技術上の基準
(性能に係る技術上の基準)
第八百七十八条 振動レベル計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格C一五一一七(二〇一四)による。

第二款 使用公差
(使用公差)
第八百七十九条 振動レベル計の使用公差は、日本産業規格C一五一一七(二〇一四)による。

第三款 使用中検査の方法
第一款 性能に関する検査の方法
(性能に関する検査の方法)
第八百八十条 振動レベル計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格C一五一一七(二〇一四)による。

第二款 器差検査の方法
(器差検査の方法)
第八百八十一条 振動レベル計の器差検査の方法は、日本産業規格C一五一一七(二〇一四)による。

第二十二章 ジルコニア式酸素濃度計等
第一節 構造に係る技術上の基準
第一款 表記事項
(表記)
第八百八十三条 ジルコニア式酸素濃度計等(以下この章において単に「濃度計」という。)の表記事項は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

第二款 性能
(性能)
第八百八十四条 濃度計の性能は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

第八百八十五条から第八百九十五条まで 削除
第二款 検定公差
(検定公差)
第八百九十六条 濃度計の検定公差は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

第三款 検定の方法
第一目 構造検定の方法

第八百九十七条 濃度計の構造検定の方法は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。
第八百九十八条から第九百六条まで 削除

第二目 器差検定の方法
(器差検定の方法)

第九百七条 濃度計の器差検定の方法は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

第二節 使用中検査
第一款 性能に係る技術上の基準

第九百八条 濃度計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

第二款 使用公差
(使用公差)

第九百九条 濃度計の使用公差は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

第三款 使用中検査の方法
第一目 性能に関する検査の方法

(性能に関する検査の方法)
第九百十条 濃度計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百十一条 濃度計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

第二十三章 ガラス電極式水素イオン濃度検出器
第一節 検定
第一款 構造に係る技術上の基準

第九百十二条 ガラス電極式水素イオン濃度検出器(以下この章において「検出器」という。)の表記事項は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 材質

第九百十三条 検出器の材質は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第三目 性能

第九百十四条 検出器の性能は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第九百十五条から第九百二十二条まで 削除
第二款 検定公差
(検定公差)

第九百二十三条 検出器の検定公差は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。
第三款 検定の方法
第一目 構造検定の方法
(構造検定の方法)

第九百二十四条 検出器の構造検定の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検定の方法
(器差検定の方法)

第九百三十四条 検出器の器差検定の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二款 削除
第九百三十五条 削除
第二節 使用中検査
第一款 性能に係る技術上の基準

(性能に係る技術上の基準)
第九百三十六条 検出器の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二款 使用公差
(使用公差)

第九百三十七条 検出器の使用公差は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第三款 使用中検査の方法
第一目 性能に関する検査の方法

(性能に関する検査の方法)
第九百三十八条 検出器の性能に関する検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百三十九条 検出器の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二十四章 ガラス電極式水素イオン濃度指示計
第一節 検定
第一款 構造に係る技術上の基準

(構造に係る技術上の基準)
第九百四十条 ガラス電極式水素イオン濃度指示計(以下この章において「指示計」という。)

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百四十一条 指示計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百四十二条 指示計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二十五章 酒精度浮ひよう
第一節 検定
第一款 構造に係る技術上の基準

(構造に係る技術上の基準)
第九百六十一条 指示計の性能は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百六十二条 指示計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百六十七条 指示計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百六十八条 酒精度浮ひようの表記事項は、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。

の表記事項は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。
第二目 性能

第九百四十一条 指示計の性能は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。
第九百四十二条から第九百五十二条まで 削除
第二款 検定公差
(検定公差)

第九百五十三条 指示計の検定公差は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第三款 検定の方法
第一目 構造検定の方法
(構造検定の方法)

第九百五十四条 指示計の構造検定の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二款 器差検定の方法
(器差検定の方法)

第九百五十五条から第九百六十二条まで 削除
第九百六十三条 指示計の器差検定の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二款 器差検定の方法
(器差検定の方法)

第九百六十四条 指示計の器差検定の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二節 使用中検査
第一款 性能に係る技術上の基準

(性能に係る技術上の基準)
第九百六十五条 指示計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二款 使用公差
(使用公差)

第九百六十六条 指示計の使用公差は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第三款 使用中検査の方法
第一目 性能に関する検査の方法

(性能に関する検査の方法)
第九百六十七条 指示計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百六十八条 指示計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百六十七條 指示計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百六十七條 指示計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百六十七條 指示計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百六十七條 指示計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇―一(二〇二二)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百六十八條 酒精度浮ひようの表記事項は、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。

第二目 材質
第九百六十九条 酒精度浮ひようの材料は、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。
第三目 性能

第九百七十条 酒精度浮ひようの性能は、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。
第九百七十一条から第九百七十五条まで 削除
(個々に定める性能)

第九百七十六条 法第七十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であつて、同条第二項の経済産業省令で定めるものは、酒精度浮ひようについては、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。

第二款 検定公差
(検定公差)

第九百七十七条 酒精度浮ひようの検定公差は、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。

第三款 検定の方法
第一目 構造検定の方法
(構造検定の方法)

第九百七十八条 酒精度浮ひようの構造検定の方法は、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。

第二目 器差検定の方法
(器差検定の方法)

第九百七十九条から第九百八十二条まで 削除
第九百八十三条 酒精度浮ひようの器差検定の方法は、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。

第二目 器差検定の方法
(器差検定の方法)

第九百八十四条及び第九百八十五条 削除
第二節 使用中検査
第一款 性能に係る技術上の基準

(性能に係る技術上の基準)
第九百八十六条 酒精度浮ひようの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。

第二款 使用公差
(使用公差)

第九百八十七条 酒精度浮ひようの使用公差は、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。

第三款 使用中検査の方法
第一目 性能に関する検査の方法

第九百八十八条 酒精度浮ひよりの性能に関する検査の方法は、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第九百八十九条 酒精度浮ひよりの器差検査の方法は、日本産業規格B七五四八(二〇〇九)による。

第九百九十条 削除
第三節 比較検査
第一款 通則

(準用)

第九百九十一条 第三条第一項、第四項、第五項及び第七項、第四条第一項から第四項まで、第五条並びに第七十三条第一項の規定は、比較検査に準用する。この場合において、第七十三条第一項中「検定等」とあるのは、「比較検査」と読み替えるものとする。

(比較検査証印等)

第九百九十二条 法附則第二十条第二項の規定による旧法第九十一条第一項の比較検査証印の形状、種類及び大きさは、次のとおりとする。
一 比較検査証印の形状は、次のとおりとする。



二 比較検査証印は、すり付け印とする。
三 比較検査証印は、一辺の長さが三ミリメートル又は五ミリメートルの正方形とする。

2 比較検査証印を付する特定計量器の部分は、酒精度浮ひよりの胴部又は目盛面の上部とする。

(比較検査成績書等)
第九百九十三条 法附則第二十条第二項の規定による旧法第九十二条の比較検査成績書は、様式第二十五による。

2 比較検査成績書に器差を記載するために、検査をする目盛線の箇所は、比較検査を受けようとする者が申請する六箇所以下の箇所とする。
3 法附則第二十九条第二項による計量法(昭和二十六年法律第二百七号。以下「旧法」とい

う。)第四百条第一項の規定により比較検査成績書に附する消印は、一辺の長さが三センチメートルの正方形であつて次の形状のものとする。



(比較検査の期限)

第九百九十四条 法附則第二十条第三項において準用する法第六十条第一項の経済産業省令で定める期間は、五十日とする。

第二款 構造

第九百九十五条 酒精度浮ひよりについての法附則第二十条第二項の規定による旧法第九十九条第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、第十条及び第九百七十条に定めるところによるほか、次条に定めるところによる。ただし、目量は、〇・一体積百分率及び〇・二体積百分率のものでなければならぬ。

(表記)

第九百九十六条 酒精度浮ひよりに、その見やすい箇所に、第九百六十八条に規定する事項のほか、製造番号が表記されていなければならない。

第三款 比較検査公差

第九百九十七条 第十六条第一項の規定は、法附則第二十条第二項の規定による旧法第九十九条第一項第三号の通商産業省令で定める比較検査公差に準用する。この場合において、第十六条第一項中「検定公差」とあるのは、「比較検査公差」と読み替えるものとする。

2 第九百七十七条の規定は、酒精度浮ひよりについての比較検査公差に準用する。

第九百九十八条 削除
第四款 比較検査の方法

(比較検査の方法)
第九百九十九条 酒精度浮ひよりについての旧法第九十九条第二項及び第三項の通商産業省令で定める比較検査の方法は、次項並びに日本産業規格B七五四八(二〇〇九)の七・二及び九・三(aを除く。)に定めるところによるほか、目視その他必要と認められる適切な方法とする。

2 酒精度浮ひよりの器差の検査は、検査を行う目盛線について二回以上計量し、その平均値を算出して行う。

第二十六章 浮ひよりの型比重計
第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準
第一目 表記事項

第九百九十九条 浮ひよりの型比重計の表記事項は、日本産業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

第二目 材質

第一千条 浮ひよりの型比重計の材質は、日本産業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

第三目 性能

第一千二条 浮ひよりの型比重計の性能は、日本産業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

第一千三条から第九九条まで 削除
第二款 検定公差

(検定公差)
第一千条 浮ひよりの型比重計の検定公差は、日本産業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法

第一千一条 浮ひよりの型比重計の構造検定の方法は、日本産業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

第一千二条から第十六条まで 削除
第二目 器差検定の方法

(器差検定の方法)
第一千七条 浮ひよりの型比重計の器差検定の方法は、日本産業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

第一千八条から第二十二條まで 削除
第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準

(性能に係る技術上の基準)
第一千二条 浮ひよりの型比重計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

第二款 使用公差

(使用公差)
第一千四條 浮ひよりの型比重計の使用公差は、日本産業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

第三款 使用中検査の方法
第一目 性能に関する検査の方法

第一千二十五条 浮ひよりの型比重計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

第二目 器差検査の方法
(器差検査の方法)

第一千二十六条 浮ひよりの型比重計の器差検査の方法は、日本産業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

附則
第一章 通則

第一条 この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

(計量器検定検査規則の廃止)
第二条 計量器検定検査規則(昭和四十二年通商産業省令第八十一号。以下「旧検則」という)は、廃止する。

第二章 合格条件

(計量単位)
第三条 法附則第三条第一項から第三項までに規定する期日以前に、これらの規定で定める計量単位による表記等を付した特定計量器については、第八条第一項の規定は、適用しない。

(水道メーター及びガスメーターの分離することのできる表示機構に係る特例)
第四条 水道メーター及びガスメーターについては、平成十三年十月三十一日までは、第十二条第一項の規定は適用しない。令附則別表第四第三号及び令附則第九條第二項第二号に掲げる水道メーターであつて型式承認表示の付されていないもの(以下「型式外水道メーター」という)並びに令附則別表第四第四号及び令附則第九條第三項第二号及び第三号に掲げるガスメーターであつて型式承認表示の付されていないもの(以下「型式外ガスメーター」という)の令附則第九條に規定する都道府県知事の行う検定(以下「経過型式外検定」という。)についても、同様とする。

2 型式外水道メーター及び型式外ガスメーターの経過型式外検定については、第十二條第二項の規定は適用しない。

3 型式外水道メーター及び法附則第十八條第一項の規定により施行日に型式の承認を受けたものとみなされる型式(以下「旧型式」という)。

に属するものとして型式承認表示の付された水道メーター(以下「旧型式水道メーター」という。)並びに型式外ガスメーター及び旧型式に属するものとして型式承認表示の付されたガスメーター(以下「旧型式ガスメーター」という。)であつて、本体に表示機構を有するものについては、旧検則第十七条の二の規定は、なお効力を有する。第一項の規定の適用により型式の承認を受けた水道メーター又はガスメーターであつて、その構造、使用条件、使用状況等からみて研究所が特に認めるものについても同様とする。

4 旧法第八十六条の検定(以下「旧検定」という。)又は経過型式外検定に合格した水道メーター及びガスメーター並びに旧型式水道メーター及び旧型式ガスメーターについては、第六十四条で準用する第十二条の規定は、適用しない。

(燃料油メーターの分離することができる表示機構及び複数の表示機構に係る特例)

第五条 令附則第九条第二項第三号に掲げる燃料油メーターであつて型式承認表示の付されていないもの(以下「型式外燃料油メーター」という。)のうち、分離することができる表示機構であつて販売時点情報管理装置の一部であるものその他経済産業大臣が別に定めるものを有するもの経過型式外検定については、当該表示機構に限り、旧検則第十七条の二の規定は、なお効力を有する。

2 型式外燃料油メーターのうち、平成九年十月三十一日までに検定の申請をしたものについては、第十二条及び第十三条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。同日までに検定の申請をしてこれに合格した燃料油メーターであつて、平成十四年十月三十一日までに検定の申請をしたものについても、同様とする。

3 前項の規定に基づき平成十四年十月三十一日までに検定の申請をしてこれに合格した燃料油メーターについての第六十四条で準用する第十二条及び第十三条第二項の規定の適用については、当該検定の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

(水道メーターの封印等に係る特例)

第六条 水道メーターについての第十五条の規定の適用については、平成十三年十月三十一日まで、なお従前の例によることができる。型式外水道メーターの経過型式外検定についても同様とする。

2 旧検定又は経過型式外検定に合格した水道メーター及び旧型式水道メーターについての第六十四条で準用する第十五条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

(器差の定義の特例)

第七条 平成七年十月三十一日までに検定の申請をした水道メーター、燃料油メーター、ガスメーター及び平成十年十月三十一日までに検定の申請をした最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計についての第十六条第一項の適用については、同項中「その真実の値に対する割合」とあるのは、「その真実の値若しくは計量値に対する割合」とする。

第三章 検定証印及び装置検査証印等

(旧検定に合格したタクシメーターの検定証印)

第八条 旧検定に合格したタクシメーターについての第二十三条第三項の規定の適用については、同項中「当該タクシメーターの頭部に付された第二百二条第六項に規定する頭部検査証印」とあるのは、「その証票」とする。

(装置検査証印の形状等に係る特例)

第九条 平成六年三月三十一日までに装置検査に合格したタクシメーターに付する装置検査証印については、第二十八条第一項の規定にかかわらず、第二十三条第一項に規定する検定証印の形状、方法及び大きさをもちて装置検査証印の形状、方法及び大きさをもちて装置検査証印(型式承認表示を付した年の特例)

第十条 平成六年十二月三十一日までに製造したガスメーター、最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計並びに平成七年十二月三十一日までに製造した水道メーターについては、第三十五條の規定にかかわらず、第七条第三項第二号に規定する製造年の表記をもちて、型式承認表示を付した年の表示に代えることができる。

第四章 雑則

(旧型式に属する特定計量器に係る基準適合義務に関する特例)

第十一条 次の表の上欄に掲げる特定計量器であつて、旧型式に属するものについての法第八十条、法第八十二条及び法第九十五条第一項の規定の適用にあつては、法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準については、次の表の下欄に掲げる日までは、なお従前の例による。

計量器検定検査令(昭和四十二年十月三年政令第五十二号。以下旧検定検査令という。)第八号第一号に規定するタクシメーター	平成十年十月三十一日
旧検定検査令第八号第二号に規定するばね式指示はかり及び同条第三号に規定する光電式はかり	平成十三年十月三十一日
旧検定検査令第八号第六号に規定する水道メーター	平成十三年十月三十一日
旧検定検査令第八号第四号に規定する膜式ガスメーター及び旧検定検査令第八号第五号に規定する羽根車式ガスメーター	平成十三年十月三十一日
旧検定検査令第八号第七号に規定する電気式アネロイド型血圧計	平成十三年十月三十一日
最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計	平成十三年十月三十一日
光電池式指針型照度計	平成九年十月三十一日
騒音計	平成十二年十月三十一日
振動レベル計	平成十二年十月三十一日
ジルコニア式酸素濃度計等	平成十二年十月三十一日
ガラス電極式水素イオン濃度検出器	平成十二年十月三十一日
ガラス電極式水素イオン濃度指示計	平成十二年十月三十一日

令附則別表第四第二号に掲げる非自動はかり	平成七年七月十五日
令附則別表第四第一号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第一号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第二号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第三号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第四号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第五号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第六号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第七号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第八号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第九号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第十号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第十一号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第十二号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第十三号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第十四号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第十五号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第十六号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第十七号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第十八号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第十九号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第二十号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第二十一号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第二十二号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第二十三号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第二十四号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第二十五号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第二十六号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第二十七号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第二十八号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第二十九号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第三十号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第三十一号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第三十二号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第三十三号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第三十四号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第三十五号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第三十六号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第三十七号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第三十八号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第三十九号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第四十号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第四十一号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第四十二号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第四十三号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第四十四号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第四十五号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第四十六号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第四十七号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第四十八号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第四十九号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第五十号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第五十一号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第五十二号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第五十三号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第五十四号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第五十五号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第五十六号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第五十七号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第五十八号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第五十九号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第六十号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第六十一号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第六十二号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第六十三号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第六十四号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第六十五号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第六十六号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第六十七号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第六十八号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第六十九号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第七十号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第七十一号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第七十二号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第七十三号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第七十四号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第七十五号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第七十六号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第七十七号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第七十八号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第七十九号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第八十号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第八十一号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第八十二号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第八十三号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第八十四号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第八十五号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第八十六号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第八十七号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第八十八号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第八十九号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第九十号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第九十一号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第九十二号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第九十三号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第九十四号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第九十五号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第九十六号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第九十七号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第九十八号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第九十九号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日
令附則別表第三第一百号に掲げる水道メーター	平成七年七月十五日

第五章 タクシメーター

(型式外タクシメーターの構造に係る技術上の基準に関する特例)

第十三条 令附則別表第四第一号に掲げるタクシメーター及び第九号第二項第一号に掲げるタクシメーター(以下「型式承認表示の付されていないもの」)の経過型式外検定における構造に係る技術上の基準については、第七十五条第一号の規定は、適用しない。

2 前項の構造に係る技術上の基準については、第七十五条第二号の規定にかかわらず、同号中「基本料金及び基本走行距離」とあるのは、「基本料金、基本走行距離及び基本料金に相当するたわみ軸の回転数」と、同条第三号中「その後の料金、その後の走行距離及び時間料金」とあるのは、「その後の料金、その後の走行距離、時

間料金及びその後の料金に相当するたわみ軸の回転数」とする。
 (機械式タクシメーターの構造に係る技術上の基準に関する特例)

第十四条 型式外タクシメーターであつて、令附則第九条第二項第一号に掲げるもの(以下「機械式の型式外タクシメーター」という。)の経過型式外検定における構造に係る技術上の基準については、第七十六条、第七十九条第一項及び第五項、第八十一条並びに第八十三条第一項第二号から第七号までの規定は、適用しない。

2 前項の構造に係る技術上の基準については、第七十五条中「第四号及び第五号に掲げる事項」とあるのは「第四号、第五号及び第六号に掲げる事項」と、第八十三条第一項第二号中「パルス発信器」とあるのは「タクシメーターの頭部」と、第八十五条第一号中「プラスマイナスパーセント」とあるのは「マイナスパーセントからプラス四パーセント」と、第八十五条第二号中「プラスマイナスパーセント」とあるのは「プラスマイナス四パーセント」と、第九十二条中「算出された距離の二パーセント」とあるのは「算出された距離が基本走行距離の場合には二・五パーセント、算出された距離が基本走行距離にその後の距離を加えた距離の場合には、基本走行距離の二・五パーセントにその後の走行距離の二パーセントを加えた値」とする。

3 機械式の型式外タクシメーターは、次の各号に適合しなければ、経過型式外検定における構造に係る技術上の基準に適合しないものとする。
 一 時間距離併用機構のあるもの(時計機構のみが電気式的ものを除く。)にあつては、時間駆動を停止するための停止装置が付されてあること。
 二 時計機構は、手巻きのものにあつては、三時間以上持続するもの、電気巻き及び機械的自動巻きのものにあつては、ぜんまいが自動的に巻けるものであること。

第十五条 削除
 (頭部検査証印に係る特例)

第十六条 平成六年三月三十一日までに頭部検査に合格したタクシメーターの頭部に付する頭部検査証印については、第三十三条の規定にかかわらず、第二十三条第一項に規定する検定証印

の形状、種類及び大きさをもちて頭部検査証印の形状、種類及び大きさとすることができ、(型式外タクシメーターの構造検定の方法に係る特例)

第十七条 型式外タクシメーターの経過型式外検定における構造検定の方法については、第九十五条から第九十一条までの規定は、必要がないと認めるときは、省略することができ、(旧検定に合格したタクシメーターの構造検定の方法に係る特例)

第十八条 旧検定に合格したタクシメーターの構造検定の方法については、第二百二条の規定は、省略することができる。

第六章 質量計

(非自動はかりの構造に係る技術上の基準に関する特例)

第十九条 次に掲げる非自動はかりの構造に係る技術上の基準については、第七条第三項第二号、第十三条、第一百八条第一号から第四号まで及び第九号、第二百二条第二項、第二百二十八条、第二百二十九条、第三百六条、第四百四十二条及び第五百十條の規定は適用しない。
 一 ばね式指示はかり以外の機械式はかりであつて、平成九年十月三十一日までに検定の申請をしたもの及びこれに合格したもの
 二 令附則別表第四第二号及び令附則第九條第三項第一号に掲げる非自動はかりのうち型式承認表示の付されていないもの(以下「型式外非自動はかり」という。)であつて、経過型式外検定の申請をしたもの

2 前項の技術上の基準については、第一百九条中「第三百三十条」とあるのは「第三百三十条又は旧検則第二百二十条第二項」と読み替えるものとする。
第二十条 前条に掲げる非自動はかり及び旧型式に属するものとして型式承認表示の付された非自動はかり(以下「旧型式非自動はかり」という。)の検定公差については、第八十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。
 一 目量がひょう量の二百分の一(載せ台面積対ひょう量の値が五分の一以下の非自動はかり並びに、棒はかり及び直線目盛のみのあるばね式指示はかり)であつては、百分の二以下の非自動はかりであつて、手動天びん、等比皿手動はかり、ひょう量が二トンを超え

るものであつて載せ台面積対ひょう量の値が五分の一を超えるもの(以下「特定大型はかり」という。)、加除錘機構又は多回転指示機構を有する非自動はかり以外のもの(以下「特定大型はかり」という。))の検定公差は、表す量に同じ、ひょう量が三十キログラム以下のものにあつては次の表の一、ひょう量が三十キログラムを超えるものにあつては次の表の二のとおりとする。

表の一

表す量	検定公差
ひょう量の四分の一以下	表す量の目盛標識に接する目量の二分の一
ひょう量の四分の一を超えるとき	表す量の目盛標識に接する目量

表の二

表す量	検定公差
ひょう量の二分の一以下	表す量の目盛標識に接する目量の二分の一
ひょう量の二分の一を超えるとき	表す量の目盛標識に接する目量

二 目量がひょう量の二百分の一を超える非自動はかりであつて、手動天びん、等比皿手動はかり、特定大型はかり、加除錘機構又は多回転指示機構を有する指示はかり及びデジタル表示機構を有する非自動はかり以外のもの(以下「特定大型はかり」という。))の検定公差は、表す量に同じ、ひょう量が三十キログラム以下のものにあつては次の表の一、ひょう量が三十キログラムを超えるものにあつては次の表の二のとおりとする。

表の一

表す量	検定公差
ひょう量の四分の一以下	表記した感量の二分の一
ひょう量の四分の一を超えるとき	表記した感量

表の二

表す量	検定公差
ひょう量の二分の一以下	表記した感量の二分の一
ひょう量の二分の一を超えるとき	表記した感量

有するものを除く。)の検定公差は、表す量に同じ、目量がひょう量の二百分の一未満のものにあつては次の表の一、目量がひょう量の二百分の一以上のものにあつては次の表の二のとおりとする。

表の一

表す量	検定公差
ひょう量の二分の一以下	ひょう量の四分の一
ひょう量の二分の一を超えるとき	表す量の二分の一

表の二

表す量	検定公差
ひょう量の二分の一以下	表す量の目盛標識に接する目量の二分の一
ひょう量の二分の一を超えるとき	表す量の目盛標識に接する目量

四 手動天びん及び等比皿手動はかりの検定公差は、表す量に同じ、ひょう量が三十キログラム以下のものにあつては第二号の表の一に掲げる検定公差に相当する値、ひょう量が三十キログラムを超えるものにあつては同号の表の二に掲げる検定公差に相当する値とする。

五 加除錘機構又は多回転指示機構を有する指示はかりの検定公差は、表す量に同じ、それぞれ次の表のとおりとする。

表す量	検定公差
加除錘機構を有する指示はかりにあつては、加除錘機構を操作しない、多回転指示機構を有する指示はかりにあつては、指針又は目盛板の最初の一回転でそれぞれ計ることが出来る最大の質量(以下「目盛板ひょう量」という。))の二分の一以下	表す量の目盛標識に接する目量の二分の一
目盛板ひょう量の二分の一を超えるとき	表す量の目盛標識に接する目量(デジタル表示機構を有するものにあつては目量)

六 第一号又は第二号に規定する非自動はかりであつて、デジタル表示機構を有するものの検定公差は、表示量に応じ、ひょう量が三十キログラム以下のものにあつては次の表の一、ひょう量が三十キログラムを超えるものにあつては次の表の二のとおりとする。

表す量	検定公差
ひょう量の四分の一以下	目量
ひょう量の四分の一を超えるとき	目量の一・五倍

七 第三号に規定する特定大型はかりであつてデジタル表示機構を有するものの検定公差は、表示量に応じ、目量がひょう量の二千分の一未満のものにあつては次の表の一、目量がひょう量の二千分の一以上のものにあつては次の表の二のとおりとする。

表す量	検定公差
ひょう量の二分の一以下	目量
ひょう量の二分の一を超えるとき	目量の一・五倍

表の二

表す量	検定公差
ひょう量の二分の一以下	ひょう量の四千分の一
ひょう量の二分の一を超えるとき	表示量の二千分の一

表の二

表す量	検定公差
ひょう量の二分の一以下	目量
ひょう量の二分の一を超えるとき	目量の一・五倍

(型式外非自動はかりの構造検定の方法に係る特例)
第二十一条 附則第十九条第一項に規定する型式外非自動はかりであつて、経過型式外検定の申請をしたものの構造検定の方法については、第二十一条の規定を準用する。
 (届出済証が付された非自動はかりの構造検定の方法に係る特例)

第二十一条の二 令附則第四条第三項に規定する届出済証が付された非自動はかりの構造検定の

方法については、第九十八条から第二百条までの規定は、省略することができる。
 (非自動はかりの器差検定の方法に係る特例)
第二十二条 H級又はM級又はO級の非自動はかりであつて、平成十年十月三十一日までに検定の申請をしたものについての第二百五条の規定の適用については、同条中「三級基準分銅」とあるのは、「二級基準分銅若しくは計量器検定検査規則(昭和四十二年通商産業省令第八十一号。以下「旧検則」という。)第四百七十七条第一項に規定する補助分銅」とする。

2 H級又はM級の非自動はかりであつて、平成八年十月三十一日までに検定の申請をしたものについての第二百五条の規定の適用については、同条中「二級基準分銅」とあるのは、「二級基準分銅」とあるのは、「二級基準分銅若しくは旧検則第四百七十七条第一項に規定する補助分銅」とする。

3 附則第四条第三項前段の規定は、附則第十九条に掲げる非自動はかり並びに旧型式非自動はかりに準用する。
 4 附則第十九条第一項第二号に掲げる非自動はかりについては、第二百八条の規定は適用しない。この場合においては、第二百二十条第一項中「八百を超えるもの」とあるのは「八百を超えるもの」とする。

(非自動はかりの使用検査における性能に係る特例)
第二十三条 次に掲げる非自動はかりの性能に係る技術上の基準については、第二百一十一条の規定にかかわらず、第四十四条で準用する第十二条、第五十一条で準用する第十二条及び第二百四十四条の規定は、適用しない。

一 附則第十九条第一項第一号に掲げるもの(令附則別表第二に掲げるもの(以下「追加非自動はかり」という。)を除く。)
 二 型式外非自動はかりであつて、旧検定又は経過型式外検定に合格したもの
 三 旧型式非自動はかり

2 追加非自動はかりであつて、平成六年十一月一日以前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものの性能に係る技術上の基準については、第四十四条、第五十一条及び第六十四条の規定にかかわらず、経済産業大臣が別に定める基準とする。

(非自動はかりの使用公差に係る特例)
第二十四条 前条に掲げる非自動はかりに係る第二百一十二条の適用については、同条中「検定公差」とあるのは、「検定公差又は附則第二十条に規定する検定公差」とする。
 (非自動はかりの器差検査の方法に係る特例)
第二十五条 平成十三年十月三十一日までに実施する使用中検査についての第二百一十四条で準用する第二百五条の規定の適用については、同条中「三級基準分銅」とあるのは、「三級基準分銅若しくは旧検則第四百七十七条第一項に規定する補助分銅」とする。

2 平成八年十月三十一日までに実施する使用中検査についての第二百一十四条で準用する第二百五条の規定の適用については、同条中「二級基準分銅」とあるのは、「二級基準分銅若しくは旧検則第四百七十七条第一項に規定する補助分銅」とする。

差」とあるのは、「検定公差又は附則第二十条に規定する検定公差」とする。
 (非自動はかりの器差検査の方法に係る特例)
第二十五条 平成十三年十月三十一日までに実施する使用中検査についての第二百一十四条で準用する第二百五条の規定の適用については、同条中「三級基準分銅」とあるのは、「三級基準分銅若しくは旧検則第四百七十七条第一項に規定する補助分銅」とする。

2 平成八年十月三十一日までに実施する使用中検査についての第二百一十四条で準用する第二百五条の規定の適用については、同条中「二級基準分銅」とあるのは、「二級基準分銅若しくは旧検則第四百七十七条第一項に規定する補助分銅」とする。

(追加非自動はかりの性能に関する検査の方法に係る特例)
第二十六条 追加非自動はかりであつて、平成六年十一月一日以前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものの性能に関する検査の方法については、第四十六条、第五十三条及び第六十六条の規定にかかわらず、経済産業大臣が別に定める方法とする。

(二級分銅の検定の合格条件)
第二十七条 令附則第九条第四項に規定する一級分銅に係る法第七十一条の検定の合格条件については、なお従前の例による。

第七章 水道メーター
第二十八条 型式外水道メーターの経過型式外検定における構造に係る技術上の基準については、第三百三十三条第四号から第六号まで、第三百七条、第三百十号及び第三百三十三号第一号の規定は、適用しない。

2 前項の構造に係る技術上の基準については、第三百三十三条第二号中「標準流量(使用最大流量(第三百二十五条第二項に規定する検定公差を超えない器差の範囲内で、水の体積を計量することができる最大の流量をいう。以下この章において同じ。))の二分の一の流量をいう。以下この章において同じ。」とあるのは「実測式水道メーター及び口径が四十ミリメートル以下の接線流羽根車式水道メーターにあつては基準流量(水道メーターの入口と出口との圧力差が五十キロボスカルである場合の流量をいう。以下この章において同じ。)、その他の水道メーター

にあつては基準流量範囲(検定公差を超えない器差の範囲内で、水の体積を計量することができる流量の範囲をいう。以下この章において同じ。)であつて、その上限の流量がその下限の流量の五倍以上のもの」と、第三百八条第二項中「標準流量が十立方メートル毎時未満の場合には一リットル以下、十立方メートル毎時以上百立方メートル毎時未満の場合には十リットル以下、百立方メートル毎時以上の場合には百リットル以下」とあるのは「口径が十六ミリメートル以下の場合には一リットル以下、十六ミリメートルを超え四十ミリメートル以下の場合には十リットル以下、四十ミリメートルを超え百五十ミリメートル以下の場合には百リットル以下、百五十ミリメートルを超える場合には千リットル以下」とする。

(型式外水道メーター及び旧型式水道メーターの検定公差に係る特例)
第二十九条 型式外水道メーターの経過型式外検定における検定公差及び旧型式水道メーターの検定公差は、第三百二十五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

流量	当該水道メーターに表記されている基準流量(以下単に「基準流量」という。)	検定公差
基準流量の五分の一以上基準流量の五分の一未満	口径が二十ミリメートル以下のもの	二パーセント
基準流量の五分の一以上基準流量の五分の一未満	口径が二十ミリメートルを超え五十ミリメートルを	二・五パーセント
基準流量の五分の一以上基準流量の五分の一未満	口径が五十ミリメートルを超えるもの	ト

二 円板型水道メーター及びロータリーピストン型水道メーターであつて前金装置を有しないものの検定公差は、基準流量の二十分の一

十三ミリメートル以下	一立方メートル				
十三ミリメートルを超え二十ミリメートル以下	一立方メートル				
二十ミリメートルを超え二十五ミリメートル以下	二立方メートル				
二十五ミリメートルを超え三十ミリメートル以下	三立方メートル				
三十ミリメートルを超え四十ミリメートル以下	五立方メートル				
四十ミリメートルを超え五十ミリメートル以下	十立方メートル				
五十ミリメートルを超え六十ミリメートル以下	十立方メートル				
六十ミリメートルを超え七十ミリメートル以下	十五立方メートル				

リメートル以下	毎立方メートル				
七十五ミリメートルを超え百ミリメートル以下	二十立方メートル				
百ミリメートルを超え二百五十ミリメートル以下	三十立方メートル				
二百五十ミリメートルを超え三百ミリメートル以下	百立方メートル				
三百ミリメートルを超え四百五十ミリメートル以下	二百立方メートル				
四百五十ミリメートルを超え六百ミリメートル以下	三百立方メートル				
六百ミリメートルを超え七百五十ミリメートル以下	四百立方メートル				
七百五十ミリメートルを超え九百ミリメートル以下	五百立方メートル				

二百ミリメートルを超え三百ミリメートル以下	九十立方メートル				
三百ミリメートルを超え四百五十ミリメートル以下	四百二十立方メートル				
四百五十ミリメートルを超え六百ミリメートル以下	四百立方メートル				
六百ミリメートルを超え七百五十ミリメートル以下	五百立方メートル				
七百五十ミリメートルを超え九百ミリメートル以下	六百立方メートル				
九百ミリメートルを超え一千二百ミリメートル以下	六百立方メートル				
千二百ミリメートルを超え千五百ミリメートル以下	六百立方メートル				
千五百ミリメートルを超え二千二百五十ミリメートル以下	六百立方メートル				

2

四 前項に規定する流量が、その水道メーターに表記されている基準流量又は基準流量範囲の上限の流量(以下この項において「基準流量等」という。)の百分の四十五以上百分の五十五以下の範囲内にならない水道メーターについては、前二項の規定にかかわらず、小流検査においては基準流量等の十分の一の流量、(その値が基準流量範囲の下限の流量未満のときは、その下限の流量)大流検査においては基準流量等の二分の一の流量により行う。

五 軸流羽根車式水道メーター(たて型のものに限る。)及び複合型水道メーターについては、小流検査においては基準流量等の十分の一の流量(その値が基準流量範囲の下限の流量未満のときは、その下限の流量)、大流検査においては基準流量等の十分の五から十分の六までの任意の一の流量により行う。

旧型水道メーターの器差検定の方法については、第三百三十三条第三項の規定にかかわらず、

三 前金水道メーターの使用公差は、その種類及び流量に応じ、前二号に規定する使用公差に一パーセントを加えた値とする。

四 接線流羽根車式水道メーター(口径が四十ミリメートルを超えるものに限る。)軸流羽根車式水道メーター、ベンチュリー管分流水道メーター、複合型水道メーター及び副管付水道メーターの使用公差は、基準流量範囲内の流量に応じ、附則第二十九条第四号に規定する検定公差の二倍とする。

(型式外水道メーター及び旧型式水道メーターの器差検査の方法に係る特例)

第三十三条 第三百三十九条で準用する第三百三十三條第三項中「使用最小流量から使用最大流量までの間の任意の二流量」とあるのは、平成十一年四月三十日までを経過型外検定の申請をしてこれに合格した型式外水道メーター及び同日までに検定の申請をしてこれに合格した旧型式水道メーターについては、「基準流量の十分の一以上(基準流量範囲が表記されているも

ず、表記された基準流量の十分の一以上基準流量までの範囲内の任意の二の流量(平成十一年四月三十日まで)に検定の申請をしたものについては任意の一流量)により行う。

(型式外水道メーター及び旧型式水道メーターの使用公差に係る特例)

第三十二条 型式外水道メーターであつて、旧検定又は経過型式外検定に合格したもの及び旧型式水道メーターの使用公差については、第三百三十六條の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

一 口径が四十ミリメートル以下の接線流羽根車式水道メーター(前金装置を有するものを除く。)の使用公差は、附則第二十九条第一号の表の上欄に掲げる流量に応じ、同表の下欄に掲げる検定公差の二倍とする。

二 円板型水道メーター及びロータリーピストン型水道メーターであつて前金装置を有しないもの使用公差は、次の表の上欄に掲げる流量に応じ、それぞれ次の表の下欄のとおりとする。

流量	使用公差
基準流量の二十分の一以上一以上	八パーセント
未滿	
基準流量の五分の一以上基準流量以下	五パーセント

のにあつては、基準流量範囲)の任意の一流量又は任意の二流量」と、同日以後経過型式外検定の申請をしてこれに合格した型式外水道メーター及び同日以後検定の申請をしてこれに合格した旧型式水道メーターについては、「基準流量の十分の一以上(基準流量範囲が表記されているものにあつては、基準流量範囲)の任意の二流量」とする。

第八章 燃料油メーター

(型式外燃料油メーターの構造に係る技術上の基準等に関する特例)

第三十四条 型式外燃料油メーターの経過型式外検定における構造に係る技術上の基準については、第三百五十七條第一項第一号、同条第二項、第三百六十三條第三項及び第三百七十二條の規定は、適用しない。大型車載燃料油メーターにあつては第三百五十七條第一項第五号、自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター及び簡易燃料油メーターにあつては同項第三号及び第十号並びに第三百六十二條第一項第一号、第三号及び第五号の規定についても、同様とする。

2 前項の構造に係る技術上の基準については、小型車載燃料油メーターにあつては、第三百七十九條第五項第一号中「二十倍」とあるのは「二十倍」と読み替えるものとする。

3 型式外燃料油メーターの経過型式外検定における構造検定の方法については、第三百八十五條から第三百九十一條までの規定は、必要がないと認めるときは、省略することができる。(型式外燃料油メーターの使用申検査における性能に係る特例)

第三十五条 型式外燃料油メーターであつて、旧検定又は経過型式外検定に合格したものの性能に係る技術上の基準については、第三百九十三條で準用する第三百八十三條の規定は、適用しない。

(燃料油メーターの器差検査の方法に係る特例)

第三十六条 分離することができる表示機構であつて販売時点情報管理装置の一部であるものを有する型式外燃料油メーター(旧検定又は経過型式外検定に合格したものに限り)については、当該表示機構に係る器差検定に限り、第三百九十六條で準用する第三百九十二條第八項中「使用最小流量の場合、最少測定量、大流量の場合、使用最大流量の区分に応じそれぞれ次に定める体積」とあるのは、「大流量の場合、使

用最大流量の区分に応じそれぞれ次に定める体積」とする。

第九章 液化石油ガスメーター

(型式外液化石油ガスメーターの構造に係る技術上の基準等に関する特例)

第三十七条 令附則第九條第二項第四号に掲げる液化石油ガスメーターであつて型式承認表示の付されていないもの(以下「型式外液化石油ガスメーター」という。)の経過型式外検定における構造に係る技術上の基準については、第三百九十七條第一項第三号、第四百條第一項第一号、第三号及び第五号、第四百一條第三項及び第四百四條の規定は、適用しない。

2 型式外液化石油ガスメーターの経過型式外検定における構造検定の方法については、第四百二十三條から第四百二十九條までの規定は、必要がないと認めるときは、省略することができる。(型式外液化石油ガスメーターの使用申検査における性能に係る特例)

第三十八条 型式外液化石油ガスメーターであつて、旧検定又は経過型式外検定に合格したものの性能に係る技術上の基準については、第四百三十一條で準用する第四百四條及び第四百二十二條の規定は、適用しない。

第十章 ガスメーター

(ガスメーターの使用最大流量に係る特例)

第三十九条 平成十五年十月三十一日までは、第四百四十一條第一項中の表は次の表の一とし、同条第二項中の表は次の表の二とし、第四百四十二條第二項第一号中の表は次の表の三とし、同条同項第二号中の表は次の表の四とし、第四百五十三條第一項中の表は次の表の五とし、第四百六十五條第一項第二号中「十立方メートル毎時以上」とあるのは「七立方メートル毎時以上」とする。型式外ガスメーターについての経過型式外検定についても、同様とする。

表の一

使用最大流量(立方メートル毎時)	使用最小流量(立方メートル毎時)
一・六	〇・〇八
二・一	〇・一一
二・五	〇・一二
三	〇・一五

四	〇・二
五	〇・二五
六	〇・三
七	〇・三五
十	〇・五
十三	〇・六五
十四	〇・七
十五	〇・七五
十六	〇・八
二十五	一・二
三十	一・五
四十	二
四十五	二・二
五十	二・五
六十五	三・二
九十	四・五
百	五
百二十	六
百六十	八

表の二	使用最大流量(立方メートル毎時)	使用最小流量(立方メートル毎時)
二十五	二・五、一・二、〇・八又は〇・五	四、二、一・三又は〇・八
四十	五、二・五、一・六又は一	六・五、三・二、二・一又は一・三
五十	六・五、三・二、二・一又は一・三	七・五、三・三又は二
六十	七・五、三・三又は二	八・五、三・四、一又は二・五
七十	八・五、三・四、一又は二・五	九・五、三・五、二又は三
八十	九・五、三・五、二又は三	一〇・五、三・六、二又は三・五
九十	一〇・五、三・六、二又は三・五	一一・五、三・七、二又は三・五
百	一一・五、三・七、二又は三・五	一二・五、三・八、二又は三・五
百二十	一二・五、三・八、二又は三・五	一三・五、三・九、二又は三・五
百六十	一三・五、三・九、二又は三・五	一四・五、三・一〇、二又は三・五

千七百	百七十、八十五、五十六又は三十四
二千五百	二百五十、百二十五、八十三又は五十

表の三	使用最大流量(立方メートル毎時)	目量の最大値(リットル)
一、一・六、二、二・五、三、四、五、〇・二又は六	七、十、十三、十四、十五、十六、二二、十五又は三十	目量の最大値(リットル)
四、四十五、五十、六十五、九十、二百、百二十又は百六十		

表の四	使用最大流量(立方メートル毎時)	目量の最大値(リットル)
二十五、四十、五十又は六十五	二	目量の最大値(リットル)
百、百二十五、百五十、百六十、二百、二百五十、三百、三百五十、四百、五百、六百五十、七百又は八百五十		
千、千五百、千六百、千七百又は二千二百五十		

表の五	使用最大流量(立方メートル毎時)	流量(リットル毎時)
一・六、二又は二・五	十	十五
三又は四	十五	二十五
五又は六	二十	三十五
七又は十	三十	六十
十三、十四、十五又は十六	四十	百
二十五	五十	百五十
二十五を超えるとき	六パーセントの流量	

(型式外ガスメーターの構造に係る技術上の基準に関する特例)

第四十条 型式外ガスメーターの経過型式外検定における構造に係る技術上の基準については、第四百三十五條中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び専ら石油ガスの計量に用いる膜式ガスメーターであつて、不縮性を有する合成ゴム製の膜を使用するものにあつては、不縮膜である旨の表記」と、同条一号中「使用最大流量」とあるのは、「使用最大流量又は使用最大流量を表す表記」とする。

「使用最大流量」とあるのは、「使用最大流量又は使用最大流量を表す表記」とする。

2 前項の構造に係る技術上の基準については、

第四百三十五条第三号から第六号まで、第八号及び第九号、第四百三十九条、第四百四十五条第二号並びに第四百四十六条第二号の規定は、適用しない。

(型式外ガスメーターの構造検定の方法に係る特例)

第四十一条 型式外ガスメーターの経過型式外検定における構造検定の方法については、第四百五十八条から第四百六十七号までの規定は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

(型式外ガスメーター及び旧型式ガスメーターの検定公差に係る特例)

第四十二条 型式外ガスメーターの経過型式外検定における検定公差又は旧型式ガスメーターの検定公差は、第四百五十七号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

一 前金装置を有しない膜式ガスメーターにあっては使用最大流量の二十分の一以上使用最大流量までの流量に応じ、次の表のとおりとする。

流量	検定公差
使用最大流量の五分の一未満又は使用最大流量の五分の四以上	二・五パーセント
使用最大流量の五分の一以上五分の四未満	一・五パーセント

二 前金装置を有する膜式ガスメーターにあっては、その流量に応じ、それぞれ前号に規定する検定公差に〇・五パーセントを加えた値

三 回転子式ガスメーターにあっては、使用最大流量に応じ、次の表のとおりとする。

流量	検定公差
使用最大流量の五分の一未満又は使用最大流量の五分の四以上	二・五パーセント
使用最大流量の五分の一以上五分の四未満	一・五パーセント

(型式外ガスメーター及び旧型式ガスメーターの器差検定の方法に係る特例)

第四十三条 型式外ガスメーター及び旧型式ガスメーターにあって、平成十年四月三十日までに検定の申請を行ったものの器差検定は、第四百六十八条第四項の規定にかかわらず、膜式ガスメーターにあっては、使用最大流量に応じ、次の表に掲げる流量により行う。

使用最大流量

〇・五立方メートル毎時以下

〇・一立方メートル毎時

〇・二立方メートル毎時

〇・三立方メートル毎時

〇・四立方メートル毎時

〇・五立方メートル毎時

〇・六立方メートル毎時

〇・七立方メートル毎時

〇・八立方メートル毎時

〇・九立方メートル毎時

一立方メートル毎時

二立方メートル毎時

三立方メートル毎時

四立方メートル毎時

五立方メートル毎時

六立方メートル毎時

七立方メートル毎時

八立方メートル毎時

九立方メートル毎時

十立方メートル毎時

十一立方メートル毎時

十二立方メートル毎時

十三立方メートル毎時

十四立方メートル毎時

十五立方メートル毎時

十六立方メートル毎時

十七立方メートル毎時

十八立方メートル毎時

十九立方メートル毎時

二十立方メートル毎時

二十一立方メートル毎時

二十二立方メートル毎時

二十三立方メートル毎時

二十四立方メートル毎時

二十五立方メートル毎時

二十六立方メートル毎時

二十七立方メートル毎時

二十八立方メートル毎時

二十九立方メートル毎時

三十立方メートル毎時

三十一立方メートル毎時

三十二立方メートル毎時

三十三立方メートル毎時

三十四立方メートル毎時

三十五立方メートル毎時

三十六立方メートル毎時

三十七立方メートル毎時

三十八立方メートル毎時

三十九立方メートル毎時

四十立方メートル毎時

四十一立方メートル毎時

四十二立方メートル毎時

四十三立方メートル毎時

四十四立方メートル毎時

四十五立方メートル毎時

四十六立方メートル毎時

四十七立方メートル毎時

四十八立方メートル毎時

四十九立方メートル毎時

五十立方メートル毎時

二 前金装置を有する膜式ガスメーターにあっては、前号に規定する使用公差に一パーセントを加えた値

三 回転子式ガスメーターにあっては、使用最大流量から使用最小流量までの間の流量について、四パーセント

(型式外ガスメーター及び旧型式ガスメーターの器差検査の方法に係る特例)

第四十五条 平成十年四月三十日までに検定の申請をしてこれに合格した型式外ガスメーター及び旧型式ガスメーターの器差検査の方法については、第四百七十六号の規定にかかわらず、任意の一流量又は任意の二流量により行うものとする。

第十一章 アネロイド型圧力計

(型式外アネロイド型圧力計の構造に係る技術上の基準等に係る特例)

第四十六条 令附則第九号第二項第五号に掲げるアネロイド型圧力計であつて型式承認表示の付されていないもの(以下「型式外アネロイド型圧力計」という。)の経過型式外検定における構造に係る技術上の基準については、第七号第三項第二号、第五百二十六条、第五百二十七条、第五百二十九条、第五百三十条及び第五百三十四号の規定は、適用しない。

2 型式外アネロイド型圧力計の経過型式外検定における構造検定の方法については、第五百三十八号から第五百四十三号までの規定は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第十二章 騒音計、振動レベル計及びジルクニア酸濃度計等

(旧型式騒音計の検定公差及び使用公差に係る特例)

第四十七条 旧型式に属するものとして型式承認表示の付された騒音計についての第八百三十三条及び第八百四十七号の規定の適用については、第八百三十三号中「〇・七デシベル」とあるのは「一・〇デシベル」、「一・五デシベル」とあるのは「二・〇デシベル」とする。

(旧型式ジルクニア酸濃度計等の検定公差及び使用公差に係る特例)

第四十八条 旧型式に属するものとして型式承認表示の付されたジルクニア酸濃度計等については、第八百九十六条及び第九百九条の適用については、第八百九十六条中「四パーセント」とあるのは、「五パーセント」とする。

附則 (平成六年九月五日通商産業省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号)

この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則 (平成七年五月一七日通商産業省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年七月六日通商産業省令第六一〇号)

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成九年三月二五日通商産業省令第三一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三〇号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三〇号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三〇号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三〇号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三〇号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三〇号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三〇号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

平成十一年三月三十一日までに計量法第七十六条第二項（同法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の申請書が提出されたものについての第七十一条第一項第四号（第七十一条第三項で準用する場合を含む。）の適用については、同号中「九十日」とあるのは、「二百六十五日」とする。

附則（平成二十二年一月一日通商産業省令第九七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年二月一六日通商産業省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年三月七日通商産業省令第二九号）
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年五月八日通商産業省令第一〇二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年八月九日通商産業省令第一四七号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（基準適合義務に係る特例）

第二条 平成五年十一月一日以後この省令の施行日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、法第八十一条第一項又は法第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）を受けた型式に属するものとして法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示（以下「型式承認表示」という。）が付された非自動はかり（ばね式指示はかりを除く。以下「現行型式非自動はかり」という。）についての法第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、法第八十条、法第八十二条及び法第九十五条第一項の規定の適用については、平成二十二年八月三十一日までは、なお従前の例による。

2 平成五年十一月一日以後この省令の施行日前に型式の承認を受けた型式に属するものとして型式承認表示が付されたばね式指示はかり（以下「現行型式ばね式指示はかり」という。）についての構造に係る技術上の基準は、法第八十条、法第八十二条及び法第九十五条第一項の規定の適用による。

定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（構造に係る技術上の基準に係る特例）

第三条 現行型式非自動はかり及び現行型式ばね式指示はかりの構造に係る技術上の基準の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

2 次に掲げる非自動はかりの構造に係る技術上の基準の規定の適用については、平成十四年八月三十一日までは、なお従前の例による。ただし、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。以下「令」という。）附則別表第二に掲げる非自動はかり（以下「追加非自動はかり」という。）については、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号。以下「検則」という。）附則第十九条の規定は、平成十三年十一月一日以降は、適用しない。

一 追加非自動はかり
二 ばね式指示はかり以外の機械式はかりであつて型式承認表示が付されていない非自動はかり

3 検則附則第十九条第一項第二号の型式外非自動はかりのうち計量法（昭和二十六年法律第二十七号）第八十六条の検定又は令附則第九条に規定する都道府県知事の行う検定に合格したもの

前項各号に掲げる非自動はかり（以下「新形式外非自動はかり」という。）であつて平成十四年八月三十一日までに検定の申請をしたもの及びこれに合格したものについての同日後の構造に係る技術上の基準の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。ただし、追加非自動はかりについては、検則附則第十九条の規定は、平成十三年十一月一日以降は、適用しない。

（検定公差に係る特例）

第四条 現行型式非自動はかり及び現行型式ばね式指示はかりの第八十二条の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

2 新形式外非自動はかりの第八十二条の規定の適用については、平成十四年八月三十一日までは、なお従前の例による。

3 新形式外非自動はかりであつて平成十四年八月三十一日までに検定の申請をしたもの及びこれに合格したものについての同日後の検定における第八十二条の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（新形式外非自動はかりの検定の方法等に係る特例）

第五条 新形式外非自動はかりの法第二十三条第二項及び第三項並びに法第七十一条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法（以下「検定の方法等」という。）については、平成十四年八月三十一日までは、なお従前の例による。ただし、追加非自動はかりについては、検則附則第二十三条第二項、第二十四条及び第二十六条の規定は、平成十三年十一月一日以降は、適用しない。

2 新形式外非自動はかりであつて平成十四年八月三十一日までに検定の申請をしたもの及びこれに合格したものについての同日後の検定の方法等については、当分の間、なお従前の例による。ただし、追加非自動はかりについては、検則附則第二十三条第二項、第二十四条及び第二十六条の規定は、平成十三年十一月一日以降は、適用しない。

（現行型式非自動はかり及び現行型式ばね式指示はかりの検定の方法等に係る特例）

第六条 現行型式非自動はかり及び現行型式ばね式指示はかりの検定の方法等については、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成二十二年一月二〇日通商産業省令第五四号）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二十三年三月二二日経済産業省令第三〇号）
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年一月三一日経済産業省令第二一号）
この省令は、平成二十四年一月三十一日から施行する。ただし、第七十四条の二の次に一条を加える改正規定（第七十四条の三第四項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

附則（平成二十五年二月三日経済産業省令第九号）
この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附則（平成二十六年四月二七日経済産業省令第六二号）
この省令は、平成二十六年五月十五日から施行する。

（新形式外非自動はかりの検定の方法等に係る特例）

附則（平成二十七年三月四日経済産業省令第一四号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成二十七年三月七日）から施行する。

附則（平成二十七年三月三〇日経済産業省令第四一号）
（施行期日）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 平成二十七年七月一日
二 第三条並びに附則第二条の表のタクシメーターの項、水道メーターの項及び温水メーターの項並びに第三条から第十四条までの規定 平成二十七年十月一日
（基準適合義務に係る特例）

第二条 次の表の上欄に掲げる特定計量器であつて、平成五年十一月一日以後この省令の施行日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、法第八十一条第一項又は法第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）を受けた型式に属するものとして法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示（以下「型式承認表示」という。）が付されたものについての法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、法第八十条、法第八十二条、法第八十九条第二項、法第九十五条第一項及び法第九十五条第二項の規定の適用については、次の表の下欄に掲げる日までは、なお従前の例による。

タクシメーター	平成二十二年三月三十一日
抵抗体温計	平成二十二年三月三十一日
水道メーター	平成二十三年三月三十一日
温水メーター	平成二十三年三月三十一日
電気式アネロイド型	平成二十二年三月三十一日
血圧計	

（現行型式タクシメーターの装置検査の申請を受理している旨の証票に係る特例）

第三条 平成五年十一月一日以後この省令の施行日前に型式の承認を受けた型式に属するものとして型式承認表示が付されたタクシメーター（以下「現行型式タクシメーター」という。）であつて平成二十六年三月三十一日までに装置検査の申請をしたものについてのこの省令による改正後の特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号。以下「新検則」という。第三条第八項の規定の適用については、同項中「本体」とあるのは、「頭部」とする。（現行型式タクシメーターの検定証印としてみなす規定に係る特例）

第四条 現行型式タクシメーターであつて平成二十六年三月三十一日までに装置検査の申請をしたものについては新検則第二十三条第三項の規定の適用については、同項中「その証票をもつて検定証印とみなす」とあるのは、「当該タクシメーターの頭部に付された第二百二条第六項に規定する頭部検査証印をもつて検定証印とみなす」とする。

第五条 現行型式タクシメーターであつて平成二十六年三月三十一日までに検定の申請をしてこれに合格したものについては新検則第二十四条の規定の適用については、なお従前の例による。（現行型式タクシメーターの検定証印等を付する部分に係る特例）

2 現行型式タクシメーターであつて平成二十六年三月三十一日までに装置検査の申請をしてこれに合格したものについては新検則第二十八条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。（現行型式タクシメーターの検定をすべき期限内に係る特例）

第六条 現行型式タクシメーターであつて平成二十六年三月三十一日までに検定の申請をしたものについては新検則第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第八項に規定する証票の付されたものにあつては、装置検査の申請後その証票に付された期日までの期間」とあるのは、「検定の申請後頭部検査の合格又は不合格の処分がされるまでの期間」とする。

（現行型式タクシメーターの個々に定める性能等に係る特例）

第七条 現行型式タクシメーターであつて平成二十六年三月三十一日までに検定の申請をしたものについての構造に係る技術上の基準であつて法第七十一条第二項の経済産業省令で定めるものの規定及びその規定に適合するかどうかの検査の規定の適用については、なお従前の例による。（現行型式タクシメーターの器差検定等の方法に係る特例）

第八条 現行型式タクシメーターであつて平成二十六年三月三十一日までに検定の申請をしたものについての法第七十一条第三項の経済産業省令で定める方法（以下「器差検定の方法」という。）の規定の適用については、なお従前の例による。

2 現行型式タクシメーターであつて平成二十六年三月三十一日までに装置検査の申請をしたものについては法第七十五条第二項の経済産業省令で定める装置検査の方法の規定の適用については、なお従前の例による。（現行型式タクシメーターの装置検査の合格条件に係る特例）

第九条 現行型式タクシメーターであつて平成二十六年三月三十一日までに装置検査の申請をしたものについては新検則第八十条の規定の適用については、なお従前の例による。（装置検査に合格した現行型式タクシメーターの使用に検査の方法等に係る特例）

第十条 現行型式タクシメーターであつて平成二十六年三月三十一日までに装置検査の申請をしてこれに合格したものについては法第五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（以下「性能に係る技術上の基準」という。）、法第五十一条第二項の経済産業省令で定める方法（以下「性能に関する検査の方法」という。）、法第五十一条第三項の経済産業省令で定める方法（以下「器差検査の方法」という。）並びに法第五十三条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び法第五十三条第二項第二号の規定の適用については、当該タクシメーターの装置検査証印の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。（現行型式水道メーターの検定の方法等に係る特例）

第十一条 平成五年十一月一日以後この省令の施行日前に型式の承認を受けた型式に属するものとして型式承認表示が付された水道メーター（以下「現行型式水道メーター」という。）であつて平成二十三年三月三十一日までに検定の申請をしたものについては新検則第三百二十五条及び器差検定の方法の規定の適用については、なお従前の例による。（検定に合格した現行型式水道メーター等の使用中検査の方法等に係る特例）

第十二条 現行型式水道メーターであつて平成二十三年三月三十一日までに検定の申請をしてこれに合格したもの及び法第九十六条第一項の表示が付されているものについての性能に係る技術上の基準、法第五十一条第一項第二号の経済産業省令で定める使用公差（以下「使用公差」という。）、性能に関する検査の方法及び器差検査の方法の規定の適用については、当該水道メーターの検定証印等（法第九十六条第一項の表示を含む。以下同じ。）の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。（現行型式温水メーターの検定の方法等に係る特例）

第十三条 平成五年十一月一日以後この省令の施行日前に型式の承認を受けた型式に属するものとして型式承認表示が付された温水メーター（以下「現行型式温水メーター」という。）であつて平成二十三年三月三十一日までに検定の申請をしたものについては新検則第三百四十七条及び器差検定の方法の規定の適用については、なお従前の例による。（検定に合格した現行型式温水メーター等の使用中検査の方法等に係る特例）

第十四条 現行型式温水メーターであつて平成二十三年三月三十一日までに検定の申請をしてこれに合格したもの及び法第九十六条第一項の表示が付されているものについての性能に係る技術上の基準、使用公差、性能に関する検査の方法及び器差検査の方法の規定の適用については、当該温水メーターの検定証印等の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。（現行型式電気式アネロイド型血圧計の検定公差に係る特例）

第十五条 平成五年十一月一日以後この省令の施行日前に型式の承認を受けた型式及び同日前に型式の承認を受けた型式に属するものとして型式承認表示が付された電気式アネロイド型血圧計であつて平成二十二年三月三十一日までに検定の申請をしたものについては新検則第五百六十四条の規定の適用については、なお従前の例による。（検定に合格した電気式アネロイド型血圧計の使用公差に係る特例）

第十六条 この省令の施行日前に型式の承認を受けた型式に属するものとして型式承認表示が付された電気式アネロイド型血圧計であつて平成二十二年三月三十一日までに検定の申請をしてこれに合格したものについては新検則第五百七十五条の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（構造に係る技術上の基準に係る特例）

第十七条 この省令の施行の際に型式の承認を受けようとして当該承認に係る申請をしている者の当該申請に係る法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）に規定する構造に係る技術上の基準については、なお従前の例による。（施行期日）

第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日経済産業省令第二八号）
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年五月一六日経済産業省令第三九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一月二九日経済産業省令第六号）
この省令は、平成二十年一月二十九日から施行する。

附則（平成二〇年二月二日経済産業省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第四十一号。以下「旧一部改正省令」という。）附則第十一条の規定により、なお従前の例によるものとされた水道メーターについての器差検定の方法に係る旧一部改正省令による改正省令による改正前の特定計量器検定検査規則（以下「旧改正前検則」という。）第三百三十三条第一項及び第四項に規定する器差検定の方法については、この省令による改正後の特定計量器検定検査規則（以下「改正後検則」という。）第三百三十三条に規定する器差検定の方法によることができる。

第三条 旧一部改正省令附則第十二条の規定により、なお従前の例によるものとされた水道メーターについての器差検査の方法に係る旧改正前検則第三百三十九条で準用する第三百三十三条第一項及び第四項に規定する器差検査の方法については、改正後検則第三百三十九条に規定する器差検査の方法によることができる。

第四条 旧一部改正省令附則第十三条の規定により、なお従前の例によるものとされた温水メーター

（構造に係る技術上の基準に係る特例）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

ターについての器差検定の方法に係る旧改正前
検則第三百五十条第一項及び第四項に規定する
器差検定の方法については、改正後検則第三百
五十条に規定する器差検定の方法によること
ができる。

第五条 旧一部改正省令附則第十四条の規定によ
り、なお従前の例によるものとされた温水メー
ターについての器差検査の方法に係る旧改正前
検則第三百五十五条に準用する第三百五十五
条第一項及び第四項に規定する器差検査の方法に
ついては、改正後検則第三百五十五条に規定する
器差検査の方法によることができる。

**附則（平成二〇年二月一日経済産業
省令第八号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年六月一日から
施行する。ただし、第七百八十四条から第八百
十三条までの改正規定及び附則第五条の規定は
公布の日から施行する。

（基準適合義務に係る特例）

第二条 平成五年十一月一日以後この省令の施行
日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下
「法」という。）第七十六条第一項、法第八十
一条第一項又は法第八十九条第一項の承認（以下
「型式の承認」という。）を受けた型式（以下
「現行型式」という。）に属するものとして法第
八十四条第一項（法第八十九条第四項において
準用する場合を含む。）の表示（以下「型式承
認表示」という。）が付された自動車等給油メ
ーターについては、法第七十一条第一項第一号の
経済産業省令で定める技術上の基準は、法第八
十条、法第八十二条、法第八十九条第二項、法
第九十五条第一項及び法第九十一条第二項の規
定の適用については、平成二十六年五月三十一
日までは、なお従前の例による。

**（現行型式等自動車等給油メーターの構造に係
る技術上の基準等に係る特例）**

第三条 現行型式に属するものとして型式承認表
示が付された自動車等給油メーター及び計量法
施行令（平成五年政令第三百二十九号）附則第
九条第二項の適用を受けた自動車等給油メータ
ー（以下「現行型式等自動車等給油メーター」
という。）の法第七十一条第一項第一号の経済
産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項
の経済産業省令で定める方法の規定の適用につ
いては、当分の間、なお従前の例による。
（現行型式等自動車等給油メーターの検定の方
法等に係る特例）

第四条 現行型式等自動車等給油メーターの法第
七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める

検定公差及び同条第三項の経済産業省令で定め
る方法の規定の適用については、当分の間、な
お従前の例による。
（使用中検査の方法等に係る特例）

第五条 現行型式等自動車等給油メーターであ
る法第十六条第一項第二号イの検定に合格した
もの及び法第九十六条第一項の表示が付されて
いるものについての法第五十一条第一項第一
号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条
第二号の経済産業省令で定める使用公差、同条
第二項の経済産業省令で定める方法及び同条第
三項の経済産業省令で定める方法の適用につ
いては、当分の間、なお従前の例による。

**附則（平成二二年三月一日経済産業省
令第五号）**

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年三月一日から
施行する。

（基準適合義務に係る特例）

第二条 この省令の施行前に計量法（以下「法」
という。）第七十六条第一項、第八十一条第一
項若しくは第八十九条第一項の承認（以下「型
式の承認」という。）を受けた型式に属する電
気計器又はこの省令の施行後に型式の承認
の申請に基づきこの省令の施行後に型式の承認
を受けた型式に属する電気計器についての法第
七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める
技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基
準」という。）は、法第八十条、第八十二条、
第八十六条、第八十九条第二項、第九十五条第
一項及び第九十一条第二項の規定の適用につ
いては、平成三十年二月二十八日までは、なお従
前の例による。
（構造に係る技術上の基準に係る特例）

第三条 この省令の施行前に電気計器に係る型式
の承認の申請をした者の当該申請に係る法第七
十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十
九条第三項に準用する場合を含む。）に規定す
る構造に係る技術上の基準については、なお従
前の例による。

**附則（平成二二年五月三十一日経済産業
省令第二十九号）**

この省令は、平成二十二年六月一日から施行
する。

**附則（平成二三年三月一四日経済産業
省令第四号）**

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から
施行する。ただし、第二百八十五条から第三百

二条までの改正規定は、公布の日から、第九百
六十八条から第九百九十条まで、第九百九十五
条、第九百九十七条から第九百九十九条まで及
び様式第二十五の改正規定は、平成二十四年三
月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日前に計量法（平成四
年法律第五十一号。以下「法」という。）第七
十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九
条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）
の申請がされた積算熱量計の型式についての法
第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第
八十九条第三項に準用する場合を含む。）の法
第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定め
る技術上の基準の規定の適用については、なお
従前の例による。
（現行型式積算熱量計の基準適合義務に係る特
例）

第三条 この省令の施行の日前に型式の承認を受
けた型式に属する積算熱量計（以下「現行型式
積算熱量計」という。）についての法第八十条
第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基
準並びに法第九十五条第一項及び第九十一条第
二項の法第七十一条第一号の経済産業省令
で定める基準であつて同条第二項の経済産業省
令で定める方法及び同条第一項第二号の経済産
業省令で定める検定公差の規定の適用につ
いては、平成二十九年八月三十一日までは、なお従
前の例による。
（現行型式積算熱量計の検定の方法等に係る特
例）

第四条 現行型式積算熱量計であつて平成二十九
年八月三十一日までに検定の申請がされたもの
についての法第七十一条第一項第二号の経済産
業省令で定める検定公差及び同条第三項の経済
産業省令で定める方法の規定の適用につ
いては、なお従前の例による。
（検定に合格した現行型式積算熱量計等の使用
中検査の方法等に係る特例）

第五条 現行型式積算熱量計であつて平成二十九
年八月三十一日までに検定の申請がされてこれ
に合格したものと及び法第九十六条第一項の表示
が付されているものについての法第五十一条
第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の
基準、同条第二号の経済産業省令で定める使用
公差、同条第二項の経済産業省令で定める方法
及び同条第三項の経済産業省令で定める方法の

規定の適用については、当該現行型式積算熱量
計に付されている法第十六条第一項第三号の検
定証印等の有効期間の満了の日までは、なお従
前の例による。

**附則（平成二五年四月一五日経済産業
省令第二号）**

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月十五日か
ら施行する。
（機械式アネロイド型血圧計の型式の承認の基
準に係る特例）

第二条 この省令の施行の日前に計量法（平成四
年法律第五十一号。以下「法」という。）第七
十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九
条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）
の申請がされた機械式アネロイド型血圧計の型
式についての法第七十七条第二項（法第八十一
条第二項及び第八十九条第三項に準用する場合
を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済
産業省令で定める技術上の基準の規定の適用に
ついては、なお従前の例による。
（現行型式機械式アネロイド型血圧計の基準適
合義務に係る特例）

第三条 前条の規定の適用を受け型式の承認を受
けた型式及びこの省令の施行の日前に型式の承
認を受けた型式に属する機械式アネロイド型血
圧計についての法第八十条、第八十二条及び第
八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九
十五条第一項及び第九十一条第二項の法第七十一
条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の
基準であつて同条第二項の経済産業省令で定める
もの規定の適用については、平成三十年四月
十四日までは、なお従前の例による。

**附則（平成二六年五月一日経済産業省
令第二五号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。た
だし、第三百五十七条から第四百三十四条まで
の改正規定は、平成二十六年十一月一日から施
行する。
（燃料油メーター及び液化石油ガスメーターの
型式の承認の基準に係る特例）

第二条 この省令の施行の日前に計量法（平成四
年法律第五十一号。以下「法」という。）第七
十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九
条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）
の申請がされた燃料油メーター（自動車等給油

メーター）の型式の承認の基準は、法第八十
一条第一項及び法第八十九条第一項の承認（以
下「型式の承認」という。）を受けた型式に属す
る燃料油メーター（自動車等給油メーター）につ
いては、平成二十六年五月三十一日までは、な
お従前の例による。

メーターを除く。以下同じ。及び液化石油ガスメーターの型式については法第七十七條第二項（法第八十一條第二項及び第八十九條第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一條第一項第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（現行型式燃料油メーター及び現行型式液化石油ガスメーターの基準適合義務に係る特例）
第三条 この表の上欄に掲げる特定計量器であつて、この省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式（以下「現行型式」という。）に属するものについては法第八十條、第八十二條及び第八十九條第二項の製造技術基準並びに法第九十五條第一項及び第九十一條第二項の法第七十一條第一項第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準であつて同條第二項の經濟産業省令で定めるもの規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる日までは、なお従前の例による。

大型車載燃料油メーター、簡易燃料油平成二十メーター、微流量燃料油メーター（電七十月子回路を有するもの（以下「電子化微三十一日流量燃料油メーター」という。）を除く。）及び定置燃料油メーター	三十一日
小型車載燃料油メーター、電子化微流平成三十量燃料油メーター及び液化石油ガスメーター	三十一日

2 現行型式に属する小型車載燃料油メーターの法第九十五條第一項及び第九十一條第二項の法第七十一條第一項第二号の經濟産業省令で定める検定公差の規定の適用については、平成三十一年十月三十一日までは、なお従前の例による。（現行型式等燃料油メーターの表記に係る特例並びに検定の方法及び使用中検査の方法の技術的読替え）

第四条 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された燃料油メーター並びに計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。以下「令」という。）附則第九條第二項の適用を受けた燃料油メーター（以下「現行型式等燃料油メーター」という。）のうち大型車載燃料油メーター、簡易燃料油メーター及び定置燃料油メーターについては、この省令による改正前の特定計量器検定検査規則（以下「改正前検則」という。）第三百五十七條の二の規定は、平成二十七年十月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前検則第三百五十七條の二の規定の適用を受けた現行型式等燃料油メーターに係る法第七十一條第三項の經濟産業省令で定める方法及び法第五十一條第三項の經濟産業省令で定める方法については、改正前検則第三百八十條（使用最小流量に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年十月三十一日（同項の經濟産業省令で定める方法にあつては、当該現行型式等燃料油メーターに付されている検定証印等の有効期間満了の日）までの間は、なおその効力を有する。

3 現行型式等燃料油メーターのうち小型車載燃料油メーターについては、改正前検則第三百五十七條の二の規定は、平成三十一年十月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前検則第三百五十七條の二の規定の適用を受けた現行型式等燃料油メーターに係る法第七十一條第三項の經濟産業省令で定める方法及び法第五十一條第三項の經濟産業省令で定める方法については、改正前検則第三百八十條（使用最小流量に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年十月三十一日（同項の經濟産業省令で定める方法にあつては、当該現行型式等燃料油メーターに付されている検定証印等の有効期間満了の日）までの間は、なおその効力を有する。

5 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された微流量燃料油メーター（以下「現行型式微流量燃料油メーター」という。）は、改正前検則第三百五十七條の二の規定は、附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。

6 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前検則第三百五十七條の二の規定の適用を受けた現行型式微流量燃料油メーターに係る法第七十一條第三項の經濟産業省令で定める方法及び法第五十一條第三項の經濟産業省令で定める方法については、改正前検則第三百八十條（使用最小流量に係る部分に限る。）の規定は、附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。（現行型式等燃料油メーターの構造に係る技術上の基準等に係る特例）
第五条 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された小型車載燃料油メーター（以下

「現行型式小型車載燃料油メーター」という。）令附則第九條第二項の適用を受けた小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター、簡易燃料油メーター及び定置燃料油メーターの法第七十一條第一項第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準（この省令による改正後の特定計量器検定検査規則（以下「改正後検則」という。）第三百五十七條を除く。）及び法第七十一條第二項の經濟産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

2 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された電子化微流量燃料油メーターの法第七十一條第一項第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準（改正後検則第三百五十七條を除く。）及び法第七十一條第二項の經濟産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

第六條 現行型式等燃料油メーターのうち小型車載燃料油メーターの法第七十一條第一項第二号の經濟産業省令で定める検定公差の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。（検定に合格した現行型式等燃料油メーターの使用検査の方法等に係る特例）
第七條 現行型式小型車載燃料油メーター及び令附則第九條第二項の適用を受けた燃料油メーターであつて、検定証印等が付されているものについては、法第五十一條第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

2 現行型式等燃料油メーターのうち小型車載燃料油メーターであつて、検定証印等が付されているものについては、法第五十一條第一号の經濟産業省令で定める使用公差の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

3 令附則第九條第二項の適用を受けた燃料油メーターであつて、検定証印が付されているものについては、法第五十一條第二項の經濟産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。（現行型式等液化石油ガスメーターの表記に係る特例並びに検定の方法及び使用中検査の方法の技術的読替え）
第八條 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された液化石油ガスメーター及び令附則

第九條第二項の適用を受けた液化石油ガスメーター（以下「現行型式等液化石油ガスメーター」という。）については、改正前検則第三百九十七條の規定は、平成三十一年十月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前検則第三百九十七條の規定の適用を受けた現行型式等液化石油ガスメーターに係る法第七十一條第三項の經濟産業省令で定める方法及び法第五十一條第三項の經濟産業省令で定める方法については、改正前検則第四百十八條（使用最小流量に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年十月三十一日（同項の經濟産業省令で定める方法にあつては、当該現行型式等液化石油ガスメーターに付されている検定証印等の有効期間満了の日）までの間は、なおその効力を有する。（現行型式等液化石油ガスメーターの構造に係る技術上の基準等に係る特例）

第九條 現行型式等液化石油ガスメーターの法第七十一條第一項第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準（改正後検則第三百九十七條を除く。）及び法第七十一條第二項の經濟産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。（検定に合格した現行型式等液化石油ガスメーターの使用検査の方法等に係る特例）
第十條 現行型式等液化石油ガスメーターであつて、検定証印等が付されているものについては、法第五十一條第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

2 令附則第九條第二項の適用を受けた液化石油ガスメーターであつて、検定証印が付されたものについては、法第五十一條第二項の經濟産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成二六年二月一日經濟産業省令第六一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二七年四月一日經濟産業省令第三四号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一百八十八条から第二百四十四条の二の改正規定 平成二十七年七月一日

二 第十五条及び第八百十四号から第八百八十一条まで並びに様式第十八及び様式第十九の改正規定（「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める部分を除く。） 平成二十七年十一月一日

第二条 ガスメーターの検定の方法等に係る特例）
改正前の特定計量器検定検査規則（以下「規則」という。）第四百六十八号から第四百七十一条まで及び第四百七十六号の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（騒音計及び振動レベル計の型式の承認の基準に係る特例）

第三条 この省令の施行の日前に計量法（平成四十六法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされた騒音計及び振動レベル計の型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（騒音計及び振動レベル計の基準適合義務に係る特例）

第四条 次の表の上欄に掲げる特定計量器であつて、この省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式（以下「現行型式」という。）に属するものについての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第九十一条第二項の法第七十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる日までは、なお従前の例による。

振動レベル計	平成二十八年十月三十一日
騒音計	平成二十九年十月三十一日

2 次の表の上欄に掲げる特定計量器であつて、現行型式に属するものについての法第九十五条第一項及び第九十一条第二項の法第七十一条第一号の経済産業省令で定める検定公差の規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる日までは、なお従前の例による。

（振動レベル計 平成二十八年十月三十一日
騒音計 平成二十九年十月三十一日）

（現行型式騒音計及び旧型式騒音計の構造に係る技術上の基準等に係る特例）

第五条 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された騒音計（以下「現行型式騒音計」という。）及び法附則第十八条第一項の規定により平成五年十一月一日に型式の承認を受けたものとみなされる型式（以下「旧型式」という。）に属するものとして型式承認表示が付された騒音計（以下「旧型式騒音計」という。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法並びに改正前の検則第十五条の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（現行型式騒音計及び旧型式騒音計の検定の方法等に係る特例）

第六条 現行型式騒音計（改正前の検則第八百四十二条第一号に規定する自動車用普通騒音計（以下「自動車用普通騒音計」という。）を除く。以下同じ。）であつて平成二十九年十月三十一日までに検定の申請がされたものについては、改正前の検則第八百三十二条、第八百三十三条及び第八百四十五条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

2 旧型式騒音計（自動車用普通騒音計を除く。以下同じ。）であつて平成二十九年十月三十一日までに検定の申請がされたものについては、改正前の検則第八百三十二条及び第八百四十五条並びに検則附則第四十七条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

3 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された自動車用普通騒音計（以下「現行型式自動車用普通騒音計」という。）については、改正前の検則第八百三十二条、第八百三十三条及び第八百四十五条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以降においても、当分の間、なお従前の例による。

4 旧型式に属するものとして型式承認表示が付された自動車用普通騒音計（以下「旧型式自動車用普通騒音計」という。）については、改正前の検則第八百三十二条及び第八百四十五条並びに検則附則第四十七条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以降においても、当分の間、なお従前の例による。

（検定に合格した現行型式騒音計及び旧型式騒音計の使用に検査の方法等に係る特例）

第七条 現行型式騒音計であつて、前条第一項の規定に基づき検定に合格し、検定証印等が付されているものについての法第八十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第二号の経済産業省令で定める使用公差、同条第三号の経済産業省令で定める方法、同条第四号の経済産業省令で定める方法、同条第五号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第六号の経済産業省令で定める使用公差、同条第七号の経済産業省令で定める方法及び同条第八号の経済産業省令で定める方法については、改正前の検則第八百四十六条から第八百四十九条までの規定は、当該現行型式騒音計に付されている検定証印等の有効期間満了の日までの間は、なおその効力を有する。

2 旧型式騒音計であつて、前条第二項の規定に基づき検定に合格し、検定証印が付されているものについての法第八十一条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第三号の経済産業省令で定める使用公差、同条第四号の経済産業省令で定める方法、同条第五号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第六号の経済産業省令で定める使用公差、同条第七号の経済産業省令で定める方法及び同条第八号の経済産業省令で定める方法については、改正前の検則第八百四十六条から第八百四十九条までの規定は、当該旧型式騒音計に付されている検定証印の有効期間満了の日までの間は、なおその効力を有する。

3 現行型式自動車用普通騒音計であつて、前条第三項の規定に基づき検定に合格し、検定証印等が付されているものについての法第五十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第二号の経済産業省令で定める使用公差、同条第三号の経済産業省令で定める方法、同条第四号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第五号の経済産業省令で定める使用公差、同条第六号の経済産業省令で定める方法及び同条第七号の経済産業省令で定める方法については、改正前の検則第八百四十六条から第八百四十九条までの規定は、当分の間、なお従前の例による。

4 旧型式自動車用普通騒音計であつて、前条第四項の規定に基づき検定に合格し、検定証印が付されているものについての法第五十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第二号の経済産業省令で定める使用公差、同条第三号の経済産業省令で定める方法、同条第四号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第五号の経済産業省令で定める使用公差、同条第六号の経済産業省令で定める方法及び同条第七号の経済産業省令で定める方法については、改正前の検則第八百四十六条から第八百四十九条までの規定は、当分の間、なお従前の例による。

4 旧型式自動車用普通騒音計であつて、前条第四項の規定に基づき検定に合格し、検定証印が付されているものについての法第五十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第二号の経済産業省令で定める使用公差、同条第三号の経済産業省令で定める方法、同条第四号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第五号の経済産業省令で定める使用公差、同条第六号の経済産業省令で定める方法及び同条第七号の経済産業省令で定める方法については、改正前の検則第八百四十六条から第八百四十九条までの規定は、当分の間、なお従前の例による。

準、同条第二号の経済産業省令で定める使用公差、同条第三号の経済産業省令で定める方法及び同条第四号の経済産業省令で定める方法については、改正前の検則第八百四十六条、第八百四十七条及び第八百四十九条並びに検則附則第四十七条の規定は、当分の間、なお従前の例による。

（現行型式振動レベル計及び旧型式振動レベル計の構造に係る技術上の基準等に係る特例）

第八条 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された振動レベル計（以下「現行型式振動レベル計」という。）及び旧型式に属するものとして型式承認表示が付された振動レベル計（以下「旧型式振動レベル計」という。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（現行型式振動レベル計及び旧型式振動レベル計の検定の方法等に係る特例）

第九条 現行型式振動レベル計及び旧型式振動レベル計であつて平成三十四年十月三十一日までに検定の申請がされたものについては、改正前の検則第八百六十四条及び第八百六十五条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

（検定に合格した現行型式振動レベル計及び旧型式振動レベル計の使用に検査の方法等に係る特例）

第十条 現行型式振動レベル計及び旧型式振動レベル計であつて、前条の規定に基づき検定に合格し、検定証印等が付されているものについての法第八十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第二号の経済産業省令で定める使用公差、同条第三号の経済産業省令で定める方法、同条第四号の経済産業省令で定める技術上の基準、同条第五号の経済産業省令で定める使用公差及び同条第六号の経済産業省令で定める方法については、改正前の検則第八百七十八条から第八百八十条までの規定は、当該現行型式振動レベル計及び旧型式振動レベル計に付されている検定証印等の有効期間満了の日までの間は、なおその効力を有する。

附則（平成二八年一月一五日経済産業省令第一号）

（検定に合格した現行型式振動レベル計及び旧型式振動レベル計の使用に検査の方法等に係る特例）

第一條 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十四条、第二十条及び第八百八十二条から第九百一十一条までの改正規定は、平成二十八年八月一日から施行する。

第二條 この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六條第一項、第八十一条第一項又は第八十九條第一項の承認（以下「型式承認」という。）の申請がされたジルコニア式酸素濃度計等（以下「濃度計」という。）の型式についての法第七十七條第二項（法第八十一条第二項及び第八十九條第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

第三條 次の表の上欄に掲げる特定計量器であつて、この省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式（以下「現行型式」という。）に属するものについての法第八十条、第八十二条及び第八十九條第二項の製造技術基準並びに法第九十五條第一項及び第九十六条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の経済産業省令で定めるもの規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる日までは、なお従前の例による。

濃度計	平成三十一年七月三十一日	平成二十八年七月三十一日
（現行型式濃度計及び旧型式濃度計の構造に係る技術上の基準等に係る特例）		
（濃度計）		

第四條 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された濃度計（以下「現行型式濃度計」という。）及び法附則第十八条第一項の規定により平成五年十一月一日に型式の承認を受けたものとみなされる型式に属するものとして型式承認表示が付された濃度計（以下「旧型式濃度計」という。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

第五條 旧型式濃度計であつて平成三十六年七月三十一日までに検定の申請がされたものについては、特定計量器検定検査規則（以下「検則」という。）附則第四十八條の規定は、附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

第六條 旧型式濃度計であつて、前条の規定に基づき検定に合格し、検定証印が付されているものについての法第八十条第一項第三号の経済産業省令で定める使用公差及び第五十一条第一項第二号の経済産業省令で定める使用公差については、検則附則第四十八條の規定は、当該旧型式濃度計に付されている検定証印の有効期間満了の日までの間は、なおその効力を有する。

第七條 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された指示計（以下「現行型式指示計」という。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

第八條 現行型式指示計の法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

第九條 現行型式指示計であつて、前条の規定に基づき検定に合格し、検定証印が付されているものについての法第八十条第一項第二号の経済産業省令で定める使用公差、第五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同項第二号の経済産業省令で定める使用公差については、改正前の検則第九百六十四條及び第九百六十五条の規定は、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成二九年六月一六日経済産業省令第七十号）

第一條 この省令は、公布の日から施行する。

第二條 電子式の電気計器にあつては、計量法（以下「法」という。）第七十七條第二項（法第

八十一条第二項及び第八十九條第三項で準用する場合を含む。）に規定する構造に係る技術上の基準の規定の適用については、令和五年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

第三條 電子式の電気計器にあつては、令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に法第七十六條第二項（法第八十一条第二項及び第八十九條第三項で準用する場合を含む。）の申請書が提出されたものについてのこの省令による改正後の特定計量器検定検査規則第七十一条第一項第四号（第七十一条第三項で準用する場合を含む。）の適用については、同号中「九十日」とあるのは、「三百六十五日」とする。

第四條 電子式の電気計器にあつては、令和五年三月三十一日までに法第七十六條第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九條第一項の承認の申請を行い、承認を受けた型式に属する電気計器（次条及び附則第六條において「電子式の現行最大需要電力計等」という。）についての法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、法第八十条、第八十二条、第八十六条、第八十九條第二項、第九十五条第一項及び第九十六条第二項の規定の適用については、令和十三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2 電子式の電気計器以外のものにあつては、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成二九年経済産業省令第四十七号）の施行の日の前日までに法第七十六條第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九條第一項の承認の申請を行い、承認を受けた型式に属する電気計器（次条及び附則第六條において「電子式の現行最大需要電力計等以外のもの」という。）についての法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、法第八十条、第八十二条、第八十六条、第八十九條第二項、第九十五条第一項及び第九十六条第二項の規定の適用については、令和十三年三月三十一日までは、なお従前の例による。

第五條 電子式の現行最大需要電力計等であつて令和十三年三月三十一日までの間に検定の申請がされたものについての法第七十一条第一項第一号の承認の申請がされたものについては、

2 電子式の現行最大需要電力計等以外のものであつて令和七年三月三十一日までの間に検定の申請がされたものに合格したものと及び法第九十六条第一項の規定により法第十六條第一項第三号に規定する検定証印等の表示が付されているものについては、当該電気計器に付されている有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

2 電子式の現行最大需要電力計等以外のものであつて令和七年三月三十一日までの間に検定の申請がされたものに合格したものと及び法第九十六条第一項の規定により法第十六條第一項第三号に規定する検定証印等の表示が付されているものについての法第五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準、同項第二号の経済産業省令で定める使用公差、同条第二項の経済産業省令で定める方法及び同条第三項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当該電気計器に付されている有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附則（平成二九年九月一日経済産業省令第六十七号）

第一條 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年九月二日経済産業省令第七十号）

第一條 この省令は、公布の日から施行する。

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに

様式第五の二の改正規定は、公布の日から施行する。
(検定証印等を付する自動はかりの既使用のものについての確認済証)

第二条 国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定検定期間は、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第六十三号。以下「改正令」という。)附則別表の第一欄に掲げる特定計量器(法第八十四条第一項(第八十九条第四項において準用する場合を含む。))の表示が付されているものを除く。)であつて検定証印等が付されておらず、かつ、それぞれ同表の第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものの検定を行った場合にあつては、検定証印等と別に確認済証を付するものとする。

2 前項の確認済証は、次に掲げる形状、方法及び大きさにより付するものとし、見やすく、かつ、検定証印等に隣接した部分に、容易に消えない方法(容易にはく離しない方法を含む。)で付さなければならない。
一 確認済証の形状は、次のとおりとする。



二 確認済証は、はり付け印とする。
三 確認済証の大きさは容易に識別できる大きさのものとする。
(指定検定期間が付する検定証印に係る経過措置)

第三条 この省令による改正後の特定計量器検定期間(以下「改正後検定期間」という。)第二十三条第二項の規定は、平成三十年十二月三十一日まででは、この省令の施行の際に指定されている指定検定期間については、適用しない。
(検定証印等の年月の表示に係る経過措置)

第四条 次の各号に掲げる年月又は年の表示は、平成三十年十二月三十一日までに付されたものにあつては、その有効期間の満了の年月までは(有効期間の定めのないものにあつては当分の間)、改正後検定期間の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正前の特定計量器検定期間(以下「改正前検定期間」という。)第四

十八号第一項中様式一又は様式二の定期検査を行った年月の表示
二 改正前検定期間第二十五号第一項中様式一から様式三までのいずれかの検定証印の有効期間の満了の年月の表示
三 改正前検定期間第二十六号第一項中様式一から様式三までのいずれかの検定を行った年月の表示
四 改正前検定期間第三十五号第一項中様式三又は様式四の型式承認表示を付した年の表示
五 改正前検定期間第五十六号第一項の計量証明検査を行った年月の表示
六 改正前検定期間第二十五号第一項及び第二十六号第一項の規定を準用する指定製造事業者の指定等に関する省令(平成五年通商産業省令第七十七号)第九号に規定する基準適合証印とともに付する計量法(平成四年法律第五十一号)第九十六号第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示

第五条 改正前検定期間第七十二号第二項の規定は、平成三十年三月三十一日までは、なおその効力を有する。
2 同項の規定により交付された装置検査済証は、装置検査済証印の有効期間の満了の年月までの間、なおその効力を有する。

附則(平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(装置検査済証印の有効期間の満了の年月の表示に係る経過措置)

第二条 この省令による改正前の特定計量器検定期間(以下「改正前検定期間」という。)第二十八号第三項中様式一から様式三までのいずれかの装置検査済証印の有効期間の満了の年月の表示は、平成三十年十二月三十一日までに付されたものにあつては、その有効期間の満了の年月までは、この省令による改正後の特定計量器検定期間(以下「改正後検定期間」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例によることことができる。

附則(平成三〇年九月六日経済産業省令第五十五号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五百五十号、第五百五十一号、第五百

六十四号、第五百六十五号及び第五百七十三号から第五百七十七号の二までの改正規定は、平成三十一年二月一日から施行する。
(ガラス製体温計の構造に係る技術上の基準に係る特例)

第二条 平成三十二年十二月三十一日以前に製造され若しくは輸入されたガラス製体温計、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第六条第一項の許可を受けて製造されたガラス製体温計又は外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の承認を受けて輸入されたガラス製体温計については、第二百二十条の規定にかかわらず、感温液の材料に水銀を使用することができ。

附則(平成三一年三月二九日経済産業省令第二十八号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、特定計量器検定期間規則第三十一条及び第七十一条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 検定証印等が付されていない自動捕捉式(計量法第八十四条第一項(同法第八十九条第四項において準用する場合を含む。))の表示が付されたものを除く。)であつて、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第六十三号)附則別表第一号第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているもの又は特定計量器検定期間規則の一部を改正する省令(平成二十九年経済産業省令第七十号)附則第二条第一項の確認済証が付された自動捕捉式(以下「次項において「既使用の自動捕捉式はかり」という。))については、特定計量器検定期間規則第十三条第二項第二号の「目量(各々の表示機構の目量異なる場合にあつては、最小の目量)」を「検査目量」と読み替えるものとし、第七条及び第十五条の規定は適用しない。

2 既使用の自動捕捉式はかりに係る法第六十条第一項の経済産業省令で定める検定をすべき期間は、検則第七十一条第一項第一号の規定にかかわらず、二十日間とする。

附則(令和元年七月一日経済産業省令第一七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則(令和元年二月一三日経済産業省令第四九号)
(施行期日)
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則(令和二年三月三〇日経済産業省令第二〇号)
(施行期日)
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 検定証印等が付されていないホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール(計量法第八十四条第一項(同法第八十九条第四項において準用する場合を含む。))の表示が付されたものを除く。)であつて、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第六十三号)附則別表第一号第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているもの又は特定計量器検定期間規則の一部を改正する省令(平成二十九年経済産業省令第七十号)附則第二条第一項の確認済証が付されたホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール(次項において「既使用のホッパースケール等」という。))については、特定計量器検定期間規則第十三条第二項第二号の「目量(各々の表示機構の目量異なる場合にあつては、最小の目量)」を「検査目量」と読み替へ、同則第七条及び第十五条の規定は適用しない。

2 既使用のホッパースケール等に係る計量法第六十条第一項の経済産業省令で定める検定をすべき期間は、特定計量器検定期間規則第七十一条第一項第一号の規定にかかわらず、二十日間とする。

附則(令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年七月二七日経済産業省令第六四号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行する。

（騒音計の型式の承認の基準に係る特例）

第二条 この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされた騒音計の型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（騒音計の基準適合義務に係る特例）

第三条 前条の規定の適用を受け型式の承認を受けた型式及びこの省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式に属する騒音計についての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第一百一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、令和四年一月三十一日まででは、なお従前の例による。

附則（令和四年三月三十一日経済産業省令第二六号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（構造に係る技術上の基準に係る特例）

第二条 特定計量器検査規則（通商産業省令第七十号。以下「検査規則」という。）第

二十一条第一項に定める構造及び誤差に係る技術上の基準の規定の適用については、令和八年三月三十一日まででは、なお従前の例による。
（変成器付電気計器検査の公差、構造検定及び検査の方法に係る特例）

第三条 変成器付電気計器検査（計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第六十条第二項に規定する電気計器及びこれとともに使用する変成器について行う検査をいう。以下同じ。）であつて、令和八年三月三十一日までの間に検査の申請がされたもの及び令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に検査の申請がされたもののうち、特定計量器検査規則の一部を改正する省令附則第二条の規定により、なお従前の例によることとされた場合における電子式の電気計器についての構造に係る技術上の基準により法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けたもの及び法第七十四条第二項の規定により合

番号が付されたものにおける検査規則第二十一条第二項に定める公差並びに同条第二項に定める構造検定及び検査の方法の規定の適用については、なお従前の例による。

（変成器付電気計器検査に合格した電気計器及びこれとともに使用する変成器の使用申検査の方法等に係る特例）

第五条 令和八年三月三十一日までの間に変成器付電気計器検査の申請がされた場合であつて、当該検査に合格した電気計器及びこれとともに使用する変成器であつて、法第七十四条第二項の規定により合番号が付されたものにおける検査規則第二十一条第一項に定める構造及び誤差に係る技術上の基準、同条第二項に定める公差並びに同条第三項に定める構造検定及び検査の方法の規定の適用については、なお従前の例による。

査の方法の規定の適用については、なお従前の例による。

第六条 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に変成器付電気計器検査の申請がされたもののうち、特定計量器検査規則の一部を改正する省令附則第二条の規定により、なお従前の例によることとされた場合における電子式の電気計器についての構造に係る技術上の基準により法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けたもの及び法第七十四条第二項の規定により合

番号が付されたものにおける検査規則第二十一条第二項に定める公差並びに同条第二項に定める構造検定及び検査の方法の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（令和五年七月二四日経済産業省令第三九号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年七月二十八日から施行する。ただし、第四百三十五条から第四百三十七条、第四百五十七号、第四百五十八号、第四百六十八号、第四百七十二号から第四百七十四号まで及び第四百七十六号の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

（ガスメーターの型式の承認の基準に係る特例）

第二条 この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされたガスメーターの型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（ガスメーターの基準適合義務に係る特例）

第三条 前条の規定の適用を受け型式の承認を受けた型式及びこの省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式に属するガスメーターについての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第一百一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、令和十年十二月三十一日まででは、なお従前の例による。

様式第1（第3条、第991条関係）

様式第1（第3条、第991条関係）の申請書フォーマット。表には「種別」「測定項目」「測定単位」「測定範囲」などの項目があり、下部には「検査結果」として「合格」「不合格」の欄がある。また、下部には「検査官の署名」「検査官の氏名」などの欄がある。

1 検査官は、本様式を提出するときは、検査官の氏名及び所属機関を記載する。2 検査官は、本様式を提出するときは、検査官の署名を捺印する。3 検査官は、本様式を提出するときは、検査官の氏名及び所属機関を記載する。4 検査官は、本様式を提出するときは、検査官の署名を捺印する。

様式第2 (第3条関係) (平成26年4月1日現在適用) (平成26年4月1日現在適用) (平成26年4月1日現在適用)

研究費計費報告書

年 月 日

日本電気株式会社 様
(研究費受渡機関)
(国立研究開発法人産業技術総合研究所)

申請者 氏 名 (名称及び代表者の氏名)
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

下記の研究費計費及び研究費の取組に関する、研究費計費報告書を作成してください。

1. 研究費計費報告書を作成した以下の研究費計費報告書の取組

種 別	研究費計費	取組	研究費計費の取組	申請者	備考
合 計					

2. 研究費計費報告書の内容について、研究費計費報告書を作成した内容に照らし、研究費計費報告書の取組が適切であるかどうかを判断してください。

備考

1. 研究費計費報告書の取組は、日本電気株式会社 A となります。
2. 研究費計費報告書の取組は、研究費計費報告書の取組が適切であるかどうかを判断してください。
3. 研究費計費報告書の取組は、研究費計費報告書の取組が適切であるかどうかを判断してください。
4. 研究費計費報告書の取組は、研究費計費報告書の取組が適切であるかどうかを判断してください。

様式第3 (第3条関係) (平成26年4月1日現在適用) (平成26年4月1日現在適用) (平成26年4月1日現在適用)

研究費計費報告書

年 月 日

研究費計費報告書 様

申請者 氏 名 (名称及び代表者の氏名)
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

下記の研究費計費報告書の取組に関する、研究費計費報告書を作成してください。

1. 研究費計費報告書の取組は、研究費計費報告書の取組が適切であるかどうかを判断してください。

研究費計費	取組	研究費計費の取組	申請者	備考
合 計				

備考

1. 研究費計費報告書の取組は、日本電気株式会社 A となります。

様式第4 (第3条関係)

研究費計費報告書

研究費計費	取組	研究費計費の取組	申請者	備考
合 計				

様式第5 (第4条関係) (平成26年4月1日現在適用) (平成26年4月1日現在適用) (平成26年4月1日現在適用)

研究費計費報告書

研究費計費	取組	研究費計費の取組	申請者	備考
合 計				

備考

1. 研究費計費報告書の取組は、日本電気株式会社 A となります。
2. 研究費計費報告書の取組は、研究費計費報告書の取組が適切であるかどうかを判断してください。

様式第9 (第32条関係)

様式第9 (第32条関係) (行組織法11-4(第32条)関係)

形式契約書

年 月 日

所

作成者の氏名
氏名 氏名

年 月 日付の「労働契約書」(第32条)に基づき、労働契約の締結を目的として、以下のとおり労働契約の締結をいたしましたので、通知します。

1 労働契約の締結

2 形式契約の締結

備考 月給の大半は、日本農業研修費に充てること。

様式第10 (第33条関係)

様式第10 (第33条関係) (行組織法11-4(第33条)関係)

形式契約書

年 月 日

所

作成者の氏名
氏名 氏名

年 月 日付の「労働契約書」(第33条)に基づき、労働契約の締結を目的として、以下のとおり労働契約の締結をいたしましたので、通知します。

1 労働契約の締結

2 形式契約の締結

備考 月給の大半は、日本農業研修費に充てること。

様式第11 (第33条関係)

様式第11 (第33条関係) (行組織法11-4(第33条)関係)

形式契約書

年 月 日

所

作成者の氏名
氏名 氏名

年 月 日付の「労働契約書」(第33条)に基づき、労働契約の締結を目的として、以下のとおり労働契約の締結をいたしましたので、通知します。

1 労働契約の締結

2 形式契約の締結

備考 月給の大半は、日本農業研修費に充てること。

様式第12 (第37条関係)

様式第12 (第37条関係) (行組織法11-4(第37条)関係)

形式契約書

年 月 日

所

作成者の氏名
氏名 氏名

年 月 日付の「労働契約書」(第37条)に基づき、労働契約の締結を目的として、以下のとおり労働契約の締結をいたしましたので、通知します。

1 労働契約の締結

2 形式契約の締結

備考 月給の大半は、日本農業研修費に充てること。

様式第13 (第39条関係) (行13第9号1-4号関係第1号関係第1号関係)

所定事項の届出申請書

年 月 日

申請者(住所) 氏名
 (所在地) 氏名
 申請者(住所) 氏名
 氏名(在勤及び代理者の氏名)
 電話番号
 郵便番号
 住所(〒)
 電話番号

次のとおり、所定事項の届出を受理した上で、所定事項の届出後経過観察期間満了後第3項の規定により行われます。

1 所定事項の届出を受理した上で第1項の届出

所定事項の届出	種 別	届出内容	配 置	備 考

2 所定事項の届出を受理した上で第2項

3 再届出日

備考

- 届出の内容及び、日本企業関係A4とする。
- 再届出日、所定事項の届出後経過観察期間満了後第3項の規定により行われます。

様式第14 (第40条関係) (行13第9号1-4号関係第1号関係第2号関係)

所定事項の届出申請書

年 月 日

申請者(住所) 氏名
 (所在地) 氏名
 申請者(住所) 氏名
 氏名(在勤及び代理者の氏名)
 電話番号
 郵便番号
 住所(〒)
 電話番号

次のとおり、所定事項の届出を受理した上で、所定事項の届出後経過観察期間満了後第3項の規定により行われます。

1 所定事項の届出を受理した上で第1項の届出

種 別	届出内容	配 置	備 考

2 所定事項の届出を受理した上で第2項

3 所定事項の届出を受理した上で第3項

備考

- 届出の内容及び、日本企業関係A4とする。
- 所定事項の届出を受理した上で第3項の規定により行われます。

様式第15 (第50条関係) (行13第9号1-4号関係第1号関係第3号関係)

所定事項の届出申請書

年 月 日

申請者(住所) 氏名
 (所在地) 氏名
 申請者(住所) 氏名
 氏名(在勤及び代理者の氏名)
 電話番号
 郵便番号
 住所(〒)
 電話番号

下記の事項について、所定事項の届出を受理した上で、所定事項の届出後経過観察期間満了後第3項の規定により行われます。

1 所定事項の届出を受理した上で第1項の届出

種 別	届出内容	配 置	備 考

2 所定事項の届出を受理した上で第2項

3 所定事項の届出を受理した上で第3項

4 所定事項の届出を受理した上で第4項

備考

- 届出の内容及び、日本企業関係A4とする。

様式第16 (第59条関係) (行13第9号1-4号関係第1号関係第4号関係)

所定事項の届出申請書

年 月 日

申請者(住所) 氏名
 (所在地) 氏名
 申請者(住所) 氏名
 氏名(在勤及び代理者の氏名)
 電話番号
 郵便番号
 住所(〒)
 電話番号

所定事項の届出を受理した上で、所定事項の届出後経過観察期間満了後第3項の規定により行われます。

1 所定事項の届出を受理した上で第1項の届出

2 所定事項の届出を受理した上で第2項

備考

- 届出の内容及び、日本企業関係A4とする。

様式第21 (第72条関係)

様式第21 (第72条関係) (特許審判庁・特許審判部・特許審査官・特許審査員・特許審査官補・特許審査員補)

特許審判部

発行日	年 月 日	頁
特許番号		
特許審判部		
特許審判官		
特許審判官補		
特許審査官		
特許審査官補		
特許審査員		
特許審査員補		

備考 用紙の大半を占め、日本最良規格A5とする。

様式第22 (第73条関係)

様式第22 (第73条関係) (特許審判庁・特許審判部・特許審査官・特許審査員・特許審査官補・特許審査員補)

特許審判部

特許番号	年 月 日	頁
特許審判部		
特許審判官		
特許審判官補		
特許審査官		
特許審査官補		
特許審査員		
特許審査員補		

備考 用紙の大半を占め、日本最良規格A5とする。

様式第23 (第73条関係)

様式第23 (第73条関係) (特許審判庁・特許審判部・特許審査官・特許審査員・特許審査官補・特許審査員補)

特許審判部

年 月 日

特許審判官

特許審査官

特許審査員

特許審査員補

特許審査官補

特許審査員補

備考 用紙の大半を占め、日本最良規格A5とする。

様式第24 (第73条関係)

様式第24 (第73条関係) (特許審判庁・特許審判部・特許審査官・特許審査員・特許審査官補・特許審査員補)

特許審判部

特許番号	年 月 日	頁
特許審判部		
特許審判官		
特許審判官補		
特許審査官		
特許審査官補		
特許審査員		
特許審査員補		

備考 用紙の大半を占め、日本最良規格A5とする。

様式第25 (第993条関係) (平成28年4月1日施行、平成28年4月1日改正の法律第111号関係)
 比較標準試験書 第 号

種別 標準検定より
 国又は自治体
 製本番号

(1) 題名

試験を受ける試験種別	課 目

(2) 有効期
 年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 印
 備考 用紙の大半を占め、日本標準規格A4とする。